

# 第2次安城市多文化共生プラン

～だれもが安心して暮らせる「多文化のまち安城」～

2019～2024 年度

パブリックコメント案

2018 年 12 月

安 城 市

## <目次>

|     |                          |    |
|-----|--------------------------|----|
| I   | プランの策定にあたって              |    |
| 1   | 策定の目的と趣旨                 | 1  |
| 2   | プランの役割と位置付け              | 2  |
| 3   | プランの期間                   | 2  |
| II  | 安城市の多文化共生に関する現状          |    |
| 1   | 安城市の外国人市民の状況             | 3  |
| 2   | アンケート調査による外国人市民と日本人市民の考え | 6  |
| 3   | 第1次プランの実施状況              | 13 |
| 4   | 安城市における多文化共生の課題          | 15 |
| III | 基本的な考え方と施策体系             |    |
| 1   | 安城市の多文化共生がめざす姿           | 16 |
| 2   | 第2次プランにおける目標             | 17 |
| 3   | 多文化共生の担い手と各主体の役割         | 18 |
| 4   | 基本方針                     | 20 |
| 5   | 施策の体系と内容                 | 21 |
| 6   | 重点的な取組                   | 39 |
| IV  | プランの推進に向けて               |    |
| 1   | 推進体制                     | 41 |
| 2   | 進捗管理の方法                  | 41 |
|     | 策定の経過                    | 42 |
|     | 参考資料                     | 46 |

## 1 策定の目的と趣旨

安城市に在住する外国籍の人は2018年8月に7,000人を超えました。国籍等に関わらず、安城市で暮らす誰もが将来に希望を持つことができる地域をつくる必要があります。

国においても、「日本で働き、学び、生活する外国人の処遇や生活環境等について、一定の責任を負うべきものである。外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、外国人との共生社会の実現に向け、外国人が日本人と同様の公共サービスを享受し、生活できる環境を整備しなければならない」（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（検討の方向性）（案）」2018年7月）との認識を示しています。

安城市においては、2014年4月に「安城市多文化共生プラン（第1次プラン）」を策定し、様々な取組を行ってきました。この5年間の取組により、多文化共生（※1）の認知や理解は一定程度進んできましたが、まだ道半ばと考えます。この5年間の取組の積み上げを活かしながら、さらに多文化共生社会の実現に向けてステップアップさせるために、必要な取組を的確に実施し、多文化共生の取組の裾野を拡げていくため、「第2次安城市多文化共生プラン」を策定しました。これらの趣旨を踏まえて、第2次プランでは、主に外国人市民の暮らし、外国人市民（※2）と日本人市民（※3）との関係づくりに焦点を当てて、必要なことを定めています。

※1「多文化共生」とは…

「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」

（総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」2006年3月）

※2「外国人市民」とは…

本プランでは、安城市に在住、在勤、在学、または、活動を行う外国籍の人に加え、外国につながりを持つ人（日本国籍でも外国にルーツを持つ人、長期に外国に住んでいて生活習慣等の異なる人）等幅広く捉えますが、取組の内容によっては対象が住民登録をしている人に限定となるものもあります。

※3「日本人市民」とは…

本プランでは、安城市に在住、在勤、在学、活動を行う人等幅広く捉えます。

## 2 プランの役割と位置付け

多文化共生社会の実現のためには、日本人、外国人、事業所、市民団体、行政等、多様な人や団体による取組が必要になります。このプランは、安城市内における多文化共生の推進に関する目標や指針を示すとともに、安城市が直接実施する取組、多様な人や団体と連携・協働する取組を示し、地域全体として多文化共生社会の実現に向かっていくための役割を担っていきます。

なお、このプランは、第8次安城市総合計画（2016年度～2023年度）に基づき策定しています。また、安城市におけるその他の関連計画についても、施策や取組等が日本人市民と同様に外国人市民にも対応できるように、このプランと連携していくこととします。

さらに、愛知県においては2018年3月に第3次プランとなる「あいち多文化共生推進プラン2022～あいちの多文化共生をデザインする～」を策定していることから、県の施策との連携も想定しながら、このプランを策定しています。

【「第8次安城市総合計画」（2016年度～2023年度）における分野別計画、施策の方針】

＜男女共同参画と多文化共生の推進＞

- ① 女性が活躍できる社会環境の整備を推進します。
- ② 国際交流を進めることで外国人住民との理解を深め、共生する社会の形成を推進します。
- ③ 行政サービスにおける外国語対応を進めるとともに、外国人住民が暮らしやすい教育環境や相談体制を整備します。

## 3 プランの期間

このプランの期間は、2019年度から2024年度の6年間とします。

# II

# 安城市の多文化共生に関する現状

「1 安城市の外国人市民の状況」及び「2 アンケート調査による外国人市民と日本人市民の考え」における「外国人市民」と「日本人市民」は、いずれも安城市に住民登録をしている人を指します。

## 1 安城市の外国人市民の状況

### (1) 外国人人口・割合の推移

2018年9月30日現在の外国人人口は約7,099人、日本人も含めた市民全体の3.76%です。人数、割合ともに最近は増加傾向にあります。2015年以降は増加が大きくなっています。県内の市町村では、人口は8番目に多く、割合では12番目に高くなっています。

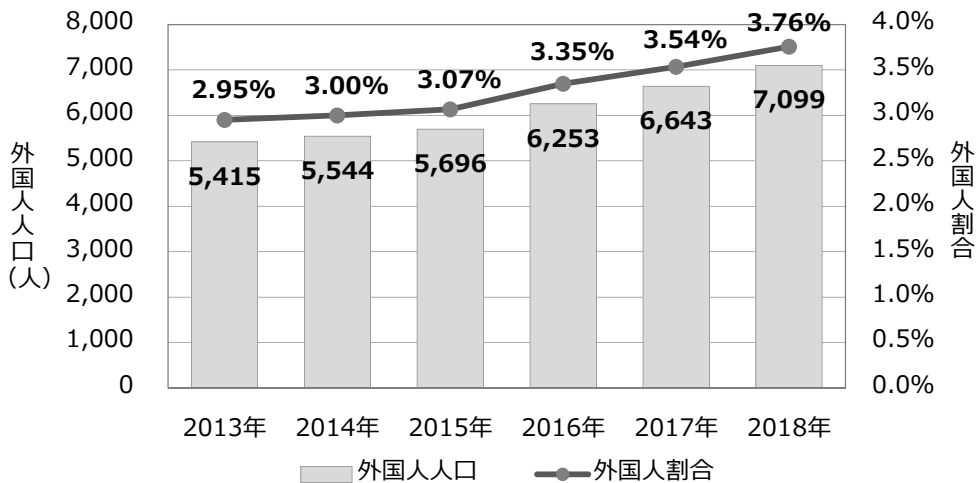


図. 安城市の外国人人口及び割合の推移(各年9月30日)(安城市住民基本台帳集計)

表. 愛知県及び県内市町村の外国人人口及び外国人割合の状況(2017年12月末)(愛知県資料)

| 順位         | 市町村        | 外国人人口           | 順位         | 市町村        | 外国人割合        |
|------------|------------|-----------------|------------|------------|--------------|
| 1          | 名古屋市       | 80,312人         | 1          | 高浜市        | 7.39%        |
| 2          | 豊田市        | 16,821人         | 2          | 知立市        | 6.90%        |
| 3          | 豊橋市        | 16,347人         | 3          | 飛島村        | 6.72%        |
| 4          | 岡崎市        | 11,186人         | 4          | 碧南市        | 6.16%        |
| 5          | 小牧市        | 8,898人          | 5          | 小牧市        | 5.98%        |
| 6          | 西尾市        | 8,790人          | 6          | 岩倉市        | 5.20%        |
| 7          | 春日井市       | 7,097人          | 7          | 西尾市        | 5.19%        |
| <b>8</b>   | <b>安城市</b> | <b>7,072人</b>   | 8          | 豊橋市        | 4.37%        |
| 9          | 一宮市        | 5,998人          | 9          | 豊明市        | 4.10%        |
| 10         | 豊川市        | 5,882人          | 10         | 豊田市        | 3.96%        |
| 11         | 知立市        | 4,920人          | 11         | 弥富市        | 3.89%        |
| 12         | 刈谷市        | 4,629人          | <b>12</b>  | <b>安城市</b> | <b>3.79%</b> |
| 13         | 碧南市        | 4,451人          | 13         | 蟹江町        | 3.76%        |
| 14         | 瀬戸市        | 3,785人          | 14         | 名古屋市       | 3.47%        |
| 15         | 半田市        | 3,688人          | 15         | 蒲郡市        | 3.44%        |
| <b>愛知県</b> |            | <b>242,978人</b> | <b>愛知県</b> |            | <b>3.23%</b> |

## (2) 性別・年齢

男女ともに20～30歳代が最も多くなっています。15～64歳の生産年齢人口は81.8%、15歳未満の年少人口は15.8%、65歳以上の高齢者人口は2.4%であり、勤労世代が多く、高齢者が少ない状況です。

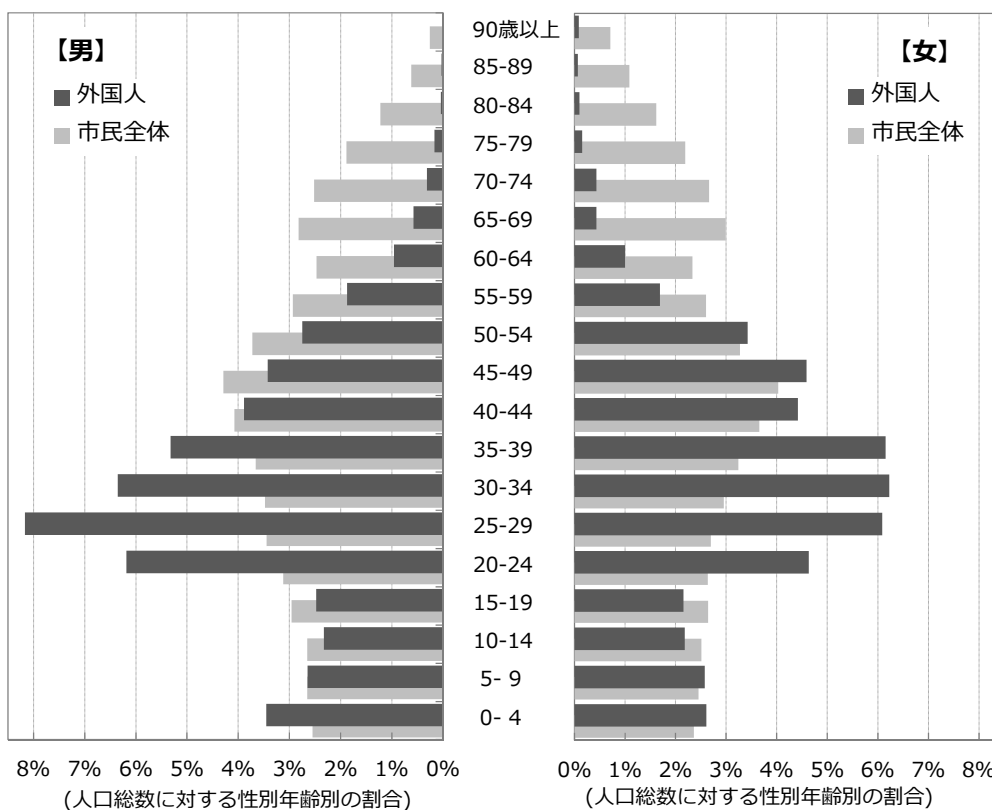


図. 安城市の男女別年齢別外国人住民の状況  
(2018年9月30日現在) (安城市住民基本台帳)

## (3) 人口増減の状況

安城市の外国人人口は3.76%であるにも関わらず、人口増減においては大きな割合を占めています。特に、転入・転出等の社会増減においては、日本人の数字を上回っています。

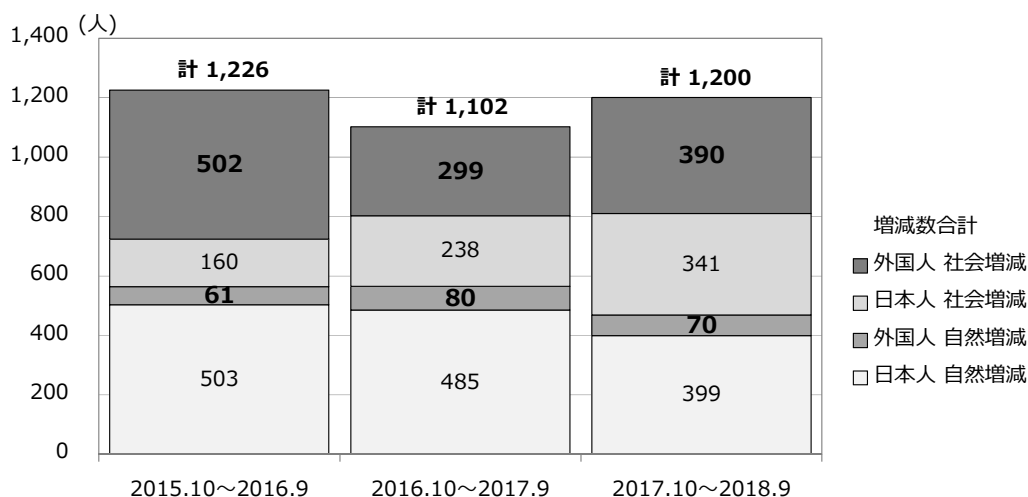


図. 安城市の人口増減の内訳 (安城市住民基本台帳)

#### (4) 国籍

ブラジルが最も多く、外国人住民の30.4%を占めており、次いでフィリピン、中国が多くなっています。最近ではベトナム、インドネシア、スリランカ等のアジアの国の外国人市民が増加するとともに、国・地域も多様化しています。

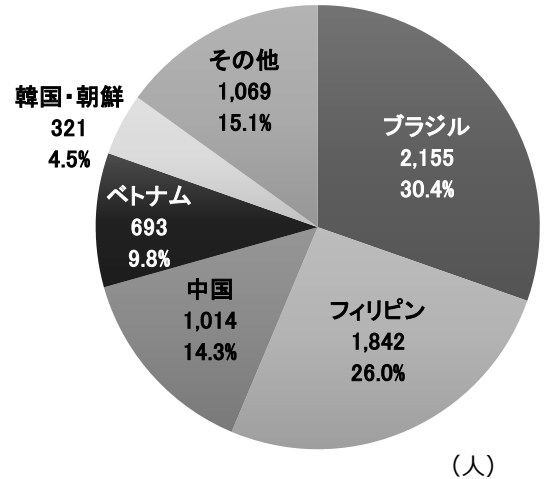


図. 安城市の外国人市民の国籍  
(2018年9月30日現在)  
(安城市住民基本台帳)

#### (5) 在留資格

永住者が41.2%、定住者が20.3%と多く、次いで技能実習、日本人の配偶者等、技術・人文知識・国際業務、家族滞在、特別永住者が多くなっています。

なお、永住者、定住者、特別永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等は、原則として就労等の制限はなく、在留資格の更新等により日本での継続居住も可能です。

一方で、技能実習、技術・人文知識・国際業務、家族滞在、特定活動・高度専門職等は、日本での就労には一定の制限があり、居住も期間が定められています。

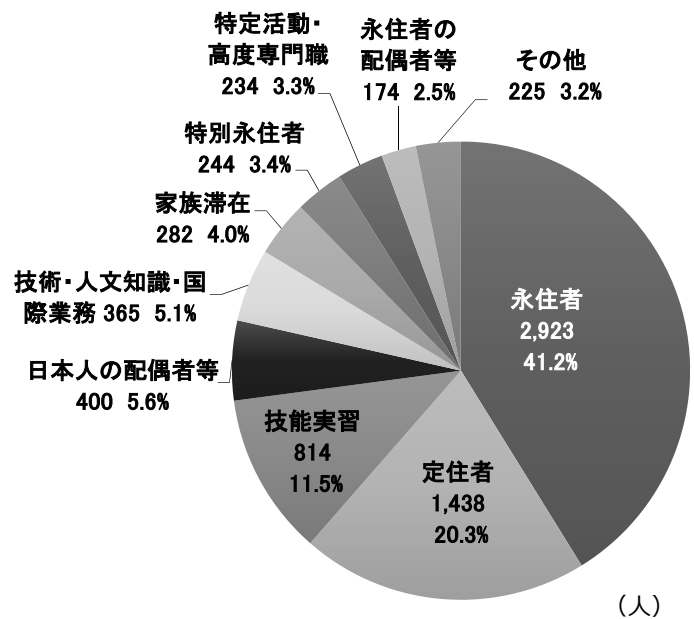


図. 安城市の外国人市民の在留資格  
(2018年9月30日現在)  
(安城市住民基本台帳)

## 2 アンケート調査による外国人市民と日本人市民の考え

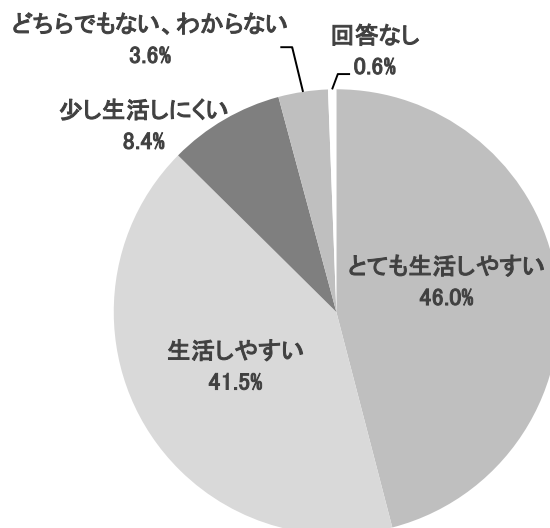
※端数処理のため、合計が100%にならない場合があります。

### (1) 外国人市民の暮らしや考え

(2017年安城市外国人市民アンケートの結果より 回答者数335人)

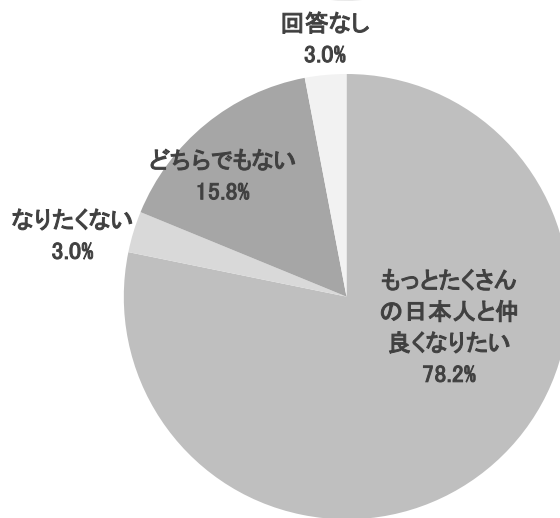
#### ① 安城市での生活のしやすさ

とても生活しやすい、生活しやすいを合わせた87.5%の外国人市民が、安城市は生活しやすいと考えています。



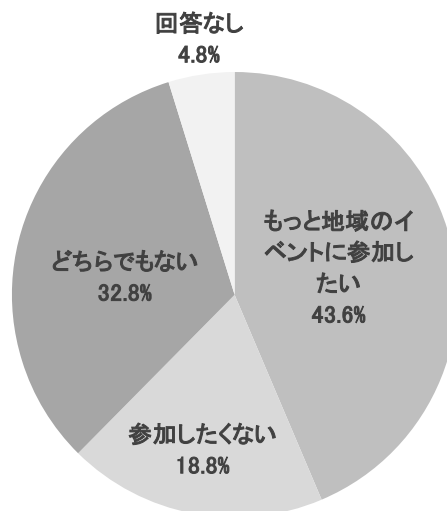
#### ② 日本人市民と仲良くなりたいと思うか

78.2%の外国人市民が、もっとたくさんの日本人と仲良くなりたいと考えています。



#### ③ 地域のイベントへの参加意向

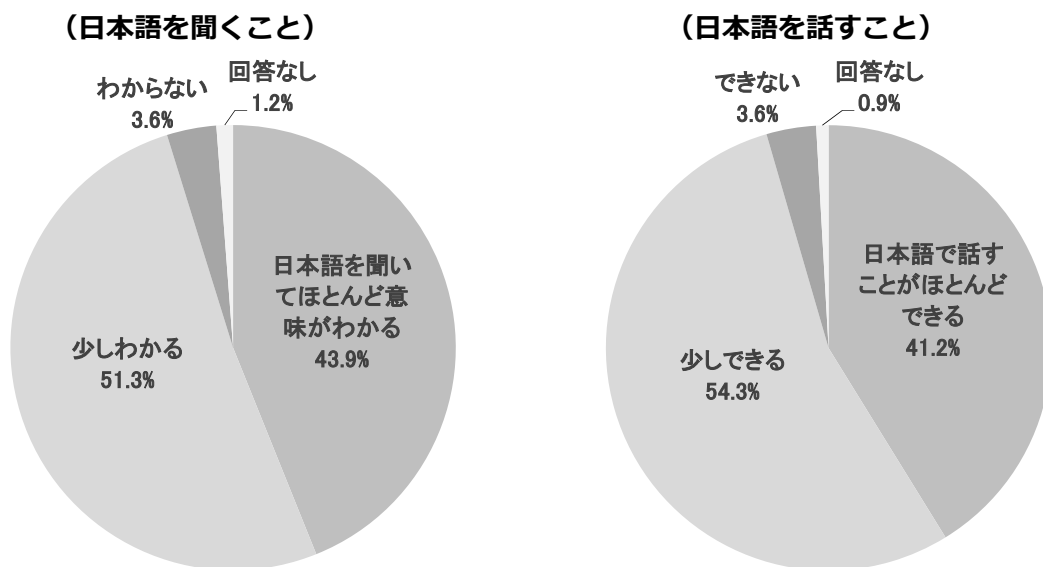
43.6%の外国人市民が、もっと地域のイベントに参加したいと考えています。





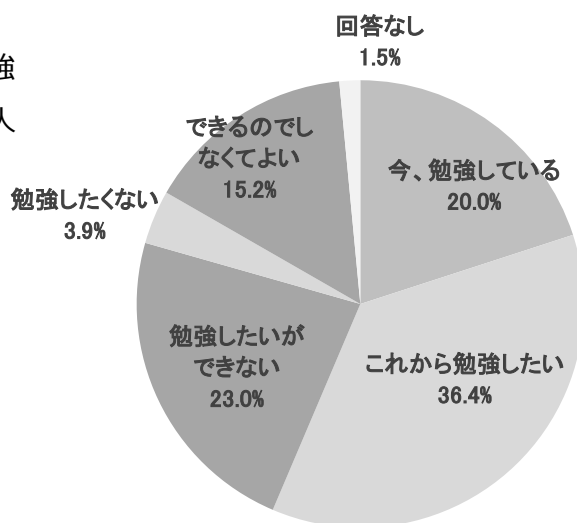
#### ④日本語能力

聞くこと、話すことともに、日本語がほとんどできる外国人市民は約 40%ですが、一方で少しわかる・できる人は約 50%、わからない・できない人が約 4%となっています。



#### ⑤日本語の学習意向

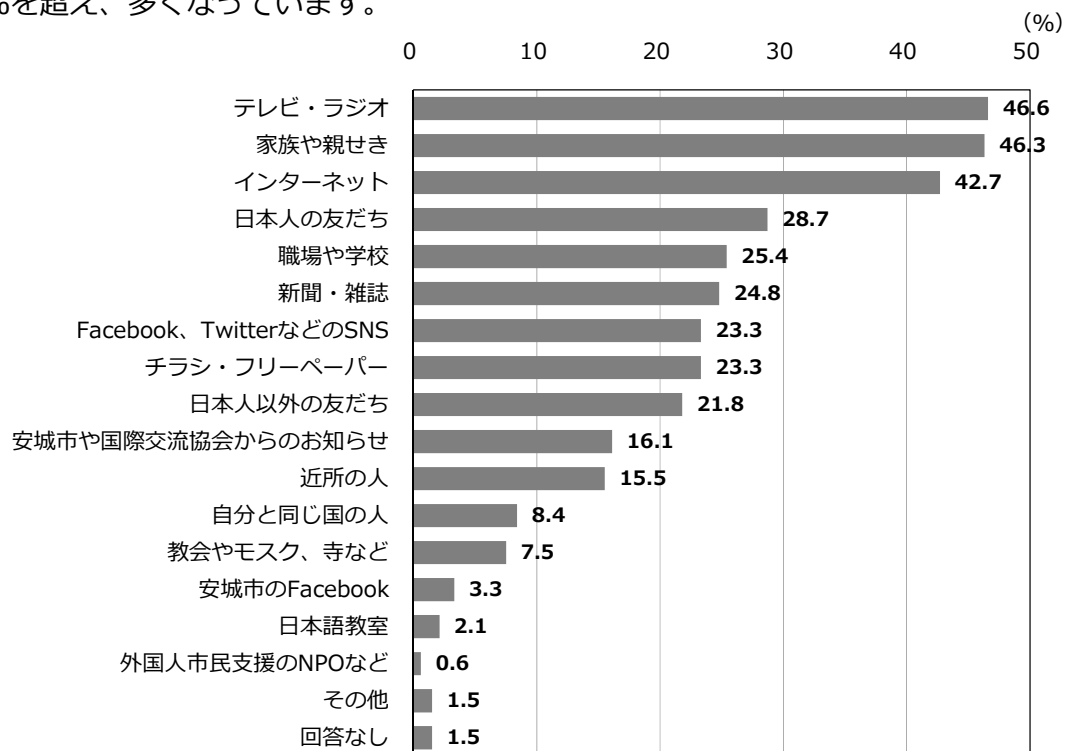
今勉強している、これから勉強したい、勉強したいができないを合わせた 79.4%の外国人市民に日本語の学習意向があります。



第2次安城市多文化共生プラン

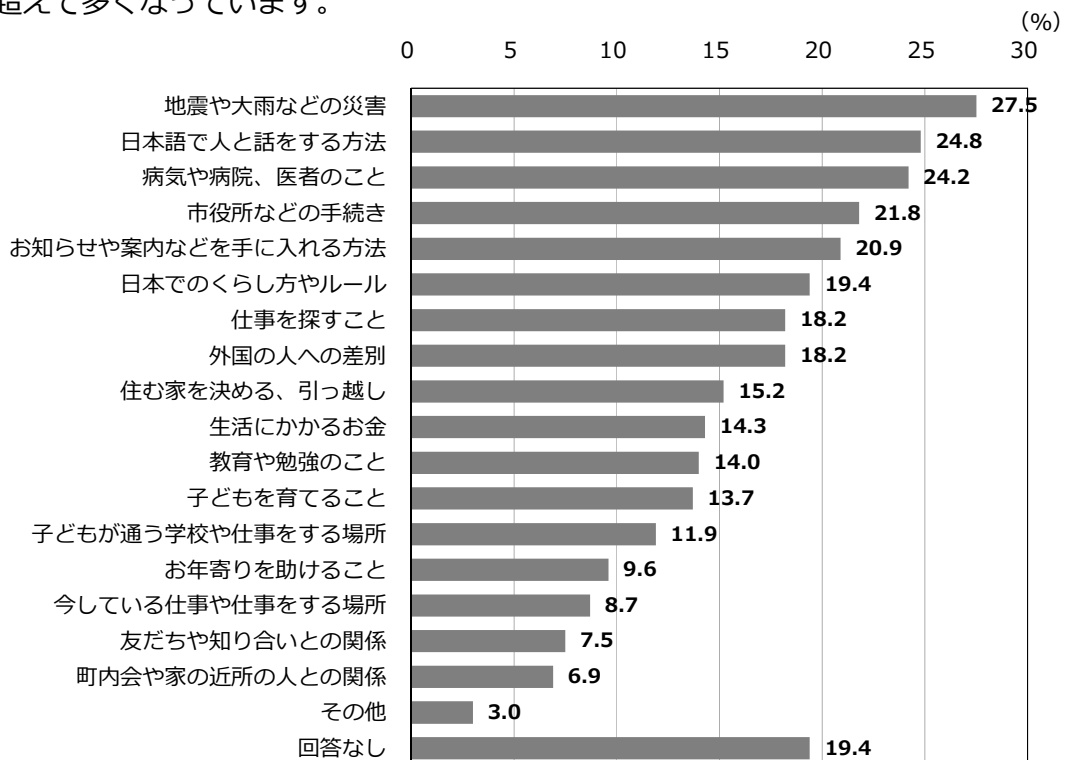
⑥地域の情報の入手先 ※複数回答

テレビ・ラジオ、家族や親せき、インターネットから情報を入手する外国人市民がそれぞれ40%を超え、多くなっています。



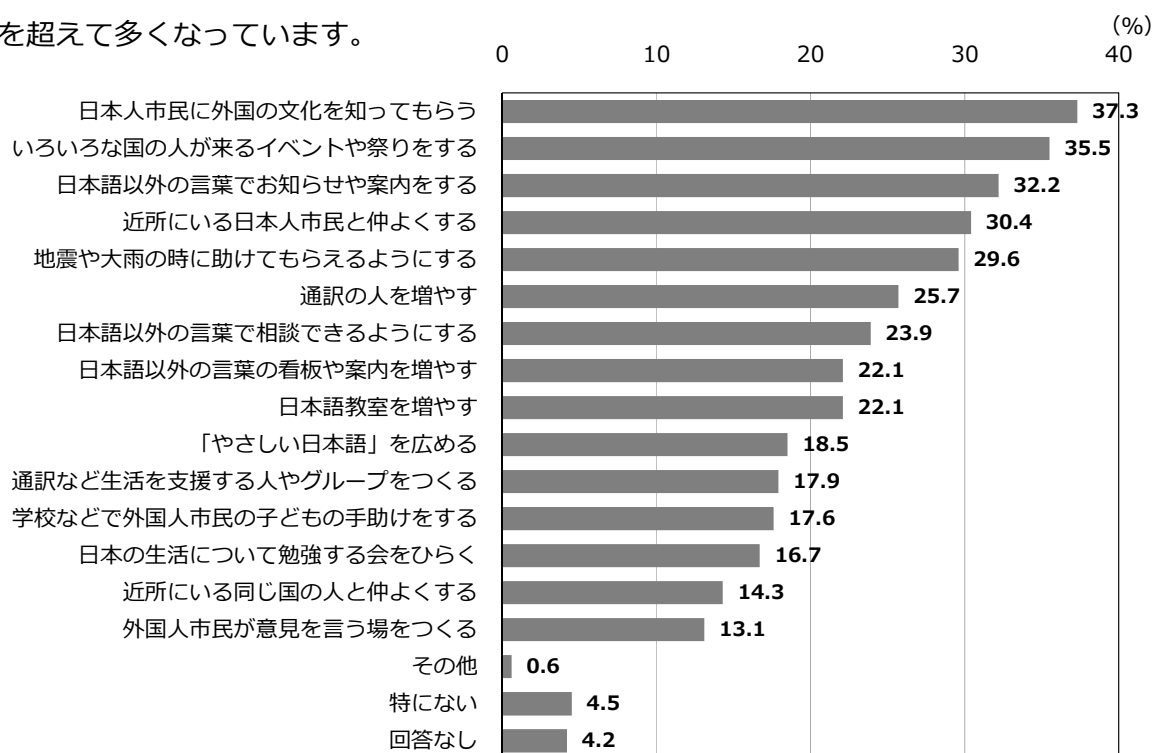
⑦生活の中で相談したいこと ※複数回答

災害、日本語での会話、病気や病院、市役所等の手続き、案内等の入手方法が、それぞれ20%を超えて多くなっています。



⑧多文化共生を進めるために大切なこと ※複数回答

日本人に外国の文化を知ってもらう、いろいろな国の人があるイベントや祭りをする、日本語以外の言葉でお知らせや案内をする、近所にいる日本人と仲よくするが、それぞれ30%を超えて多くなっています。

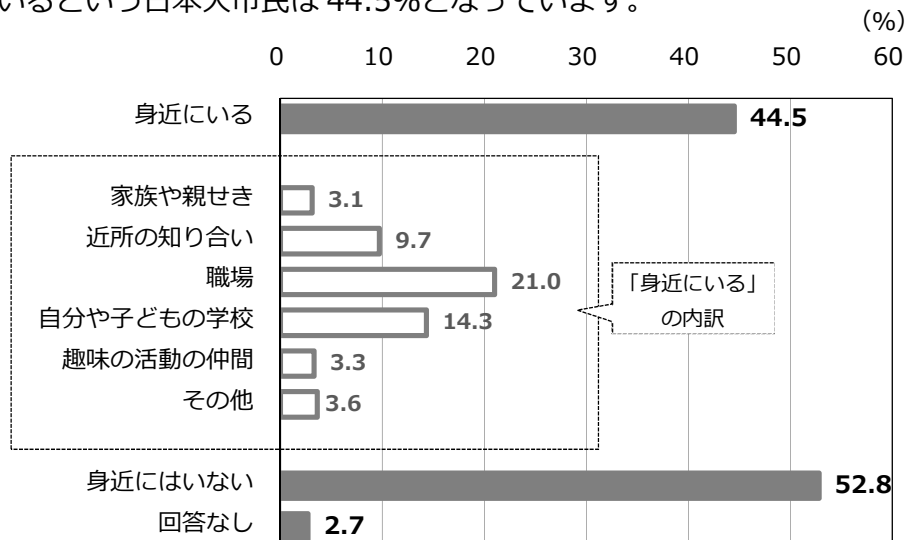


## (2) 日本人市民の多文化共生に対する理解や考え

(2017年安城市日本人市民アンケートの結果より 回答者数 1,031人)

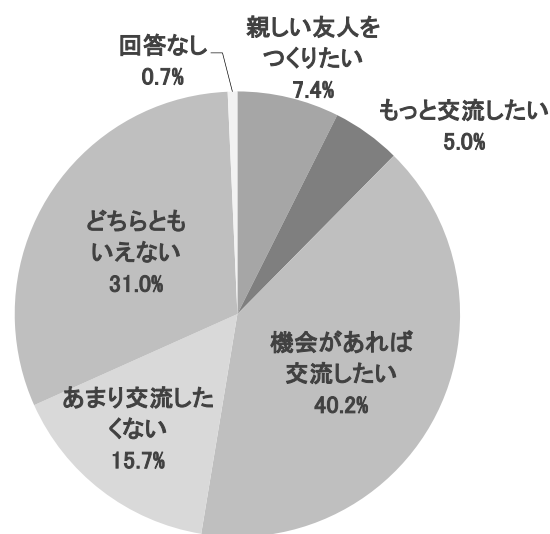
### ① 身近での外国人の存在 ※身近にいる人の内容は複数回答

身近に外国人がいるという日本人市民は 44.5% となっています。



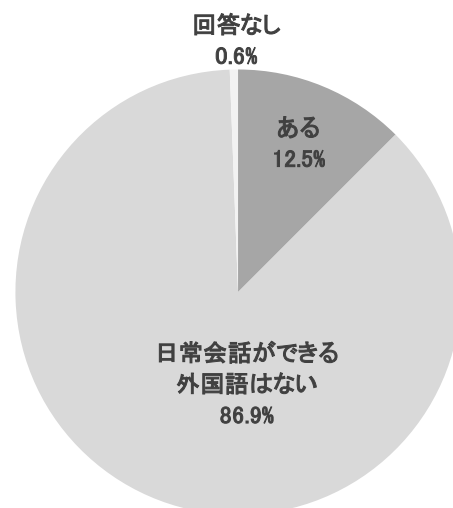
### ② 外国人市民との交流意向

親しい友人をつくりたい、もっと交流したい、機会があれば交流したいを合わせた 52.6% の日本人市民に外国人との交流意向があります。



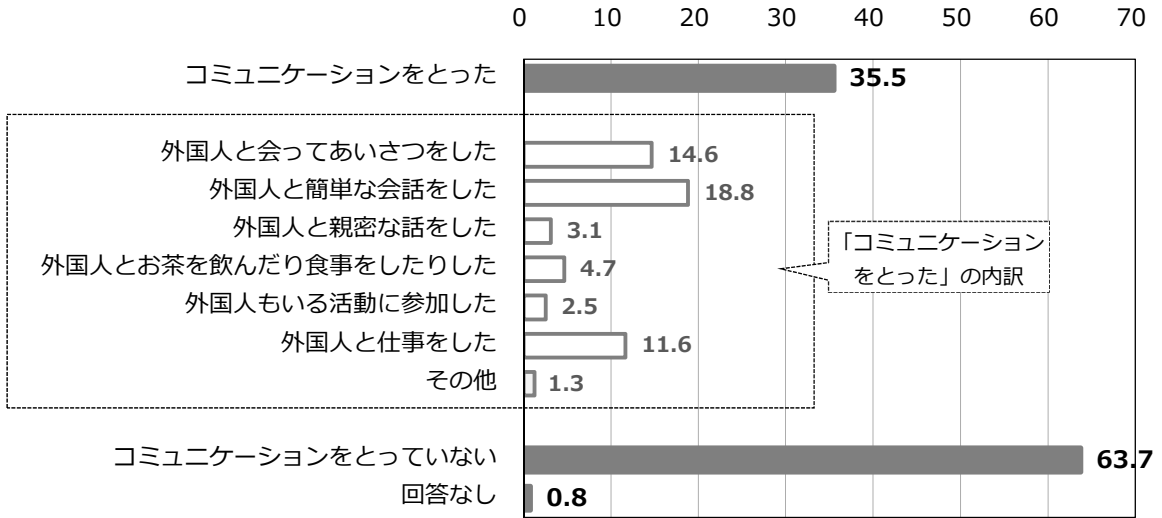
### ③ 会話できる外国語の有無

外国語でも日常会話ができる日本人市民は 12.5% となっています。



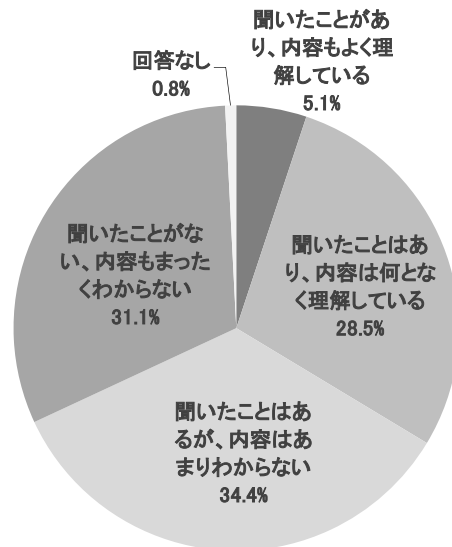
④外国人とのコミュニケーションの有無 ※コミュニケーションの内容は複数回答

この1年間に外国人と会話等のコミュニケーションをとった日本人市民は35.5%となっています。



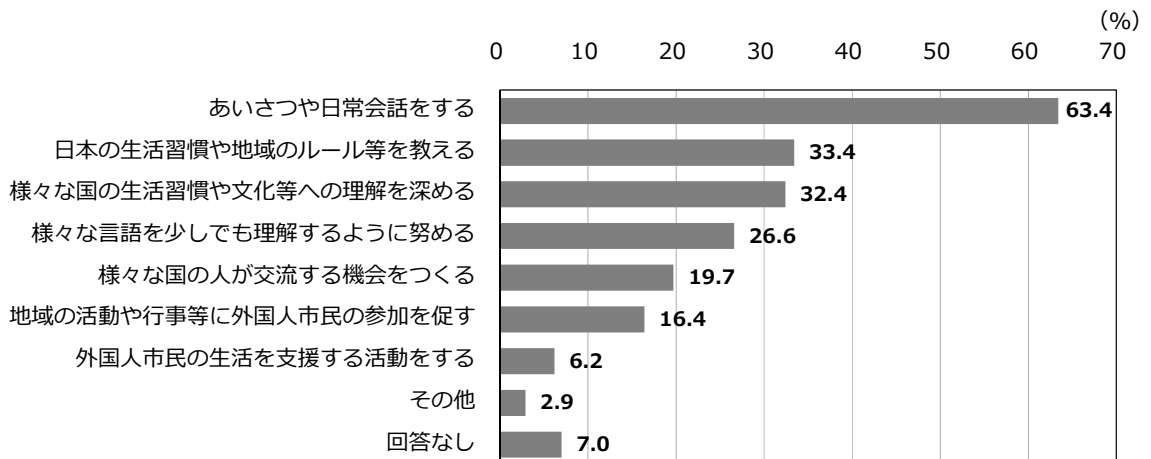
⑤多文化共生という言葉の認知・理解状況

多文化共生という言葉を知ったことがあり内容も理解している、内容はなんとなく理解しているを合わせた日本人市民は33.6%、言葉を知ったことがあるも含めると68.0%の日本人市民に認知されています。



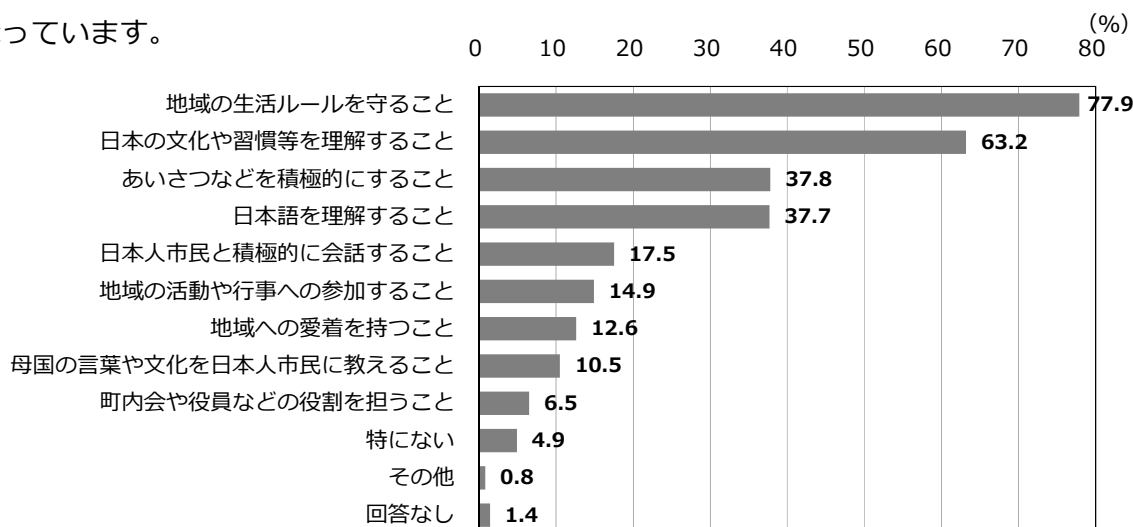
⑥多文化共生に関係して実践していること ※複数回答

あいさつや日常会話が63.4%と最も多く、次いで、日本の生活慣習や地域のルールを教える、外国の生活慣習や文化等への理解を深めるがともに30%を超えて多くなっています。



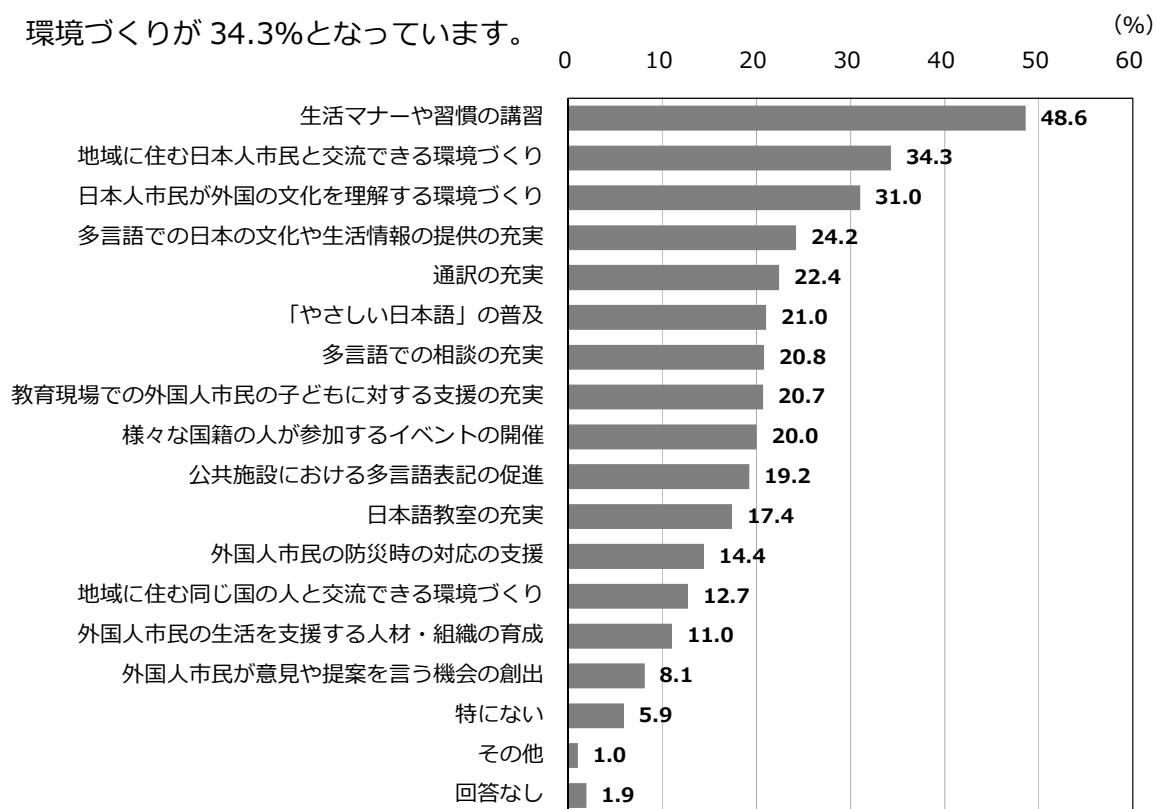
⑦外国人市民に努力して欲しいこと ※複数回答

地域の生活ルールを守ることが77.9%、日本の文化や習慣等を理解することが63.2%と多くなっています。



⑧多文化共生を進めるために大切なこと ※複数回答

生活マナーの習慣の講習が48.6%と最も多く、次いで地域に住む日本人市民と交流できる環境づくりが34.3%となっています。



### 3 第1次プランの実施状況

第1次プランは、2014年3月に、「多文化が花開くまち 安城～一人ひとりのルーツを認め、つながり、輝く～」というテーマを掲げて策定しました。安城市にとって最初の多文化共生プランであり、安城市の外国人市民の暮らしの安心を高めること、多文化共生に対する市民の理解を高めることを中心に、様々な取組を行ってきました。

第1次プランの実施状況とその評価は、以下の様に認識しています。

#### 【1. 言語・情報に関する安心づくり】

|           |   |
|-----------|---|
| (1) 情報提供  | ①多言語等の情報提供の充実<br>②「やさしい日本語」の普及・活用<br>③効果的な情報発信の充実 |
| (2) 日本語学習 | ①日本語を学ぶ意識の向上<br>②日本語の学習機会の充実<br>③日本語にふれる多様な機会づくり  |

○多言語化や、「やさしい日本語」の使用等による情報提供は、各課の努力により実施していますが、外国人市民に届いているか、理解してもらっているか等の検証が必要です。

○日本語を教えるボランティアのスキルアップ講習は行っており、日本語教室の広報を行っていますが、必要とする外国人市民へさらに直接的な働きかけが必要です。

#### 【2. 生活に関する安心づくり】

|                |   |
|----------------|---|
| (1) 生活全般       | ①相談支援体制の整備・充実<br>②ユニバーサルデザインのまちづくり<br>③外国人市民も利用しやすい公共施設づくり            |
| (2) 居住         | ①生活ルール等を学び、考える機会の充実<br>②住宅に関する情報提供の充実<br>③不動産関係者の理解促進                 |
| (3) 労働         | ①多文化共生の職場づくりの促進<br>②労働に関する情報提供の充実                                     |
| (4) 医療・保健・福祉   | ①医療・保健・福祉に関する制度などの周知<br>②医療・保健・福祉サービスが受けやすい環境づくり                      |
| (5) 防災・防犯・交通安全 | ①防災・防犯・交通安全に関する意識の向上<br>②災害時の避難・支援体制の整備<br>③防災・防犯・交通安全に関する情報提供の仕組みづくり |

○各分野の情報提供等を行っていますが、県や民間が主体となる分野については積極的な取組は行っていません。

○災害に関する情報発信は安城市独自でも工夫して行っていますが、災害発生時の外国人市民を意識した情報伝達や体制構築等は実施できていません。

**【3. 子育て・教育に関する安心づくり】**

|         |   |
|---------|---|
| (1) 子育て | ①子育て等に関する情報提供の充実、参加機会の提供<br>②外国人市民の子どもの就学支援の充実<br>③地域における子どもの居場所の充実       |
| (2) 教育  | ①教育制度や進路進学に関する情報提供、相談体制の充実<br>②外国人市民の子どもの学習支援の充実<br>③子どもへの多文化共生・国際理解教育の推進 |

○子育て支援や学校教育等の現場においては、外国人市民への対応はその都度、適切に実施しています。また、外国人市民に対応に関する担当者の研修等も実施しています。

○日本の子育てや教育制度に対する理解・普及や、子育てや教育に悩んだ時の相談対応等、外国人市民に対する直接的な働きかけによる取組は実施できていません。

**【4. 多文化共生の地域づくり】**

|                 |  |
|-----------------|--|
| (1) 多文化共生の意識づくり | ①外国人市民と日本人市民の交流機会の充実<br>②多文化共生・国際理解の意識啓発<br>③多文化共生の担い手の育成・支援       |
| (2) 外国人市民の社会参画  | ①外国人市民のキーパーソンの発掘・育成とネットワークづくり<br>②外国人市民の地域への参画の促進<br>③外国人市民主体の活動支援 |

○ワールドフェスティバル等の多文化共生イベントの開催、七夕まつりへの外国人市民の参加促進等の取組は、着実に実施しています。

○多文化共生の理解促進、外国人市民と日本人市民の交流機会の創出、外国人市民による地域での活動促進等については、積極的な取組は実施できていません。



## 4 安城市における多文化共生の課題

第2次プランに向けた安城市における多文化共生の課題は、以下の様に捉えています。

### (1) 多文化共生に対する市民の認知・理解の向上

外国人市民の増加に伴い、日本人と外国人との接点は増えていますが、日本人市民の多文化共生に対する認知や理解は十分とはいえません。このため、多文化共生に対する認知・理解を高めるための取組については、第1次プランでも実施してきましたが、今後も引き続き必要となっています。

### (2) 外国人市民の増加への対応、国や文化等の多様化への対応

国において新たな外国人材の受入方針が打ち出されており、今後も外国人市民の増加が予想されます。また、外国人市民の国籍や文化等の背景もさらに多様化することが予想されます。このため、外国人市民の人数の増加、国籍等の多様化を想定し、柔軟な取組を行っていく必要があります。

### (3) 外国人市民の暮らしの安心・安全の向上

外国人市民の暮らしの困りごととは多様化しており、情報の確実な伝達や身近なサポート等が必要となっています。また、外国人市民の子どもも増加していることから、子育て施設、学校、地域等と連携しながら、日本人市民と同様に子どもの成長を支え、見守る態勢が必要となっています。

### (4) 外国人と日本人のコミュニケーションの活発化

外国人市民と日本人市民ともにコミュニケーションは望んでいますが、実際には躊躇してしまう人もいます。言葉が通じない、想いが伝わらない、外見が違うので心配等、知らないことが不安につながっていると考えられます。このため、お互いを理解し合いながら、日常のあいさつ、会話等のコミュニケーションの活発化が必要となっています。

### (5) 地域における参加・協働の場の確保

外国人市民が地域の行事に参加したり、地域で役割を担ったりするケースはまだ多くありません。外国人市民が行事やまつりに参加することだけではなく、様々な場面で地域を支える側で活躍してもらうために、参加や協働の場や機会を地域において作る必要があります。

### (6) 多文化共生を支える人材の拡大

外国人市民をサポートしたり、多文化共生に貢献したい人はいるものの、実際の活動にはつながっていないケースがあります。これらの活動ニーズを生かしながら、多文化共生を支える人材の拡大が必要です。また、多文化共生を支える人材には、外国人市民も加わってもらう必要があります。

## 1 安城市の多文化共生がめざす姿

安城市では多文化共生に関して、この計画の期間に関わらず、将来的に以下の様な地域の姿を実現させたいと考えます。

- (1) 多くの外国人市民が、安城に愛着を感じ、地域に溶け込んで快適に暮らしています。
- (2) 外国人も日本人も区別なく、日常的に会話し、交流し、一緒に活動している場面が多くあります。また、お互いに支え・支えられる関係になっています。
- (3) 多文化共生を支える活動が、様々な人や団体により、活発に行われています。
- (4) 外国人市民も日本人市民も、一人ひとりが将来に夢を持って暮らしています。
- (5) 多文化共生の考えが多くの市民に浸透し、当たり前の概念になっています。
- (6) 様々な面での「多様性」が安城の特色になっており、地域の発展に貢献しています。

## 2 第2次プランにおける目標

### (1) 6年後の目標像

第2次プランでは、以下の状況の達成を目標として、施策や取組を実施していきます。

- ①日本人や外国人の区別なく、地域であいさつや声かけ等が積極的に行われ、お互いを理解し合おうとしています。
- 外国人市民は、日本の習慣や日本語を学び、日本語で日本人市民に話しかけるようにする。
  - 日本人市民は、外国人市民に「やさしい日本語」で話しかけたり、話を聞いたりする。
- ②外国人市民の暮らしの不安が少なくなっています。子どもも夢を持って暮らしています。
- 外国人市民の暮らしを様々な人が協力して支える。特に子どもや子育て、子どもの学習や進学をサポートしたり見守る。
  - 外国人市民や子どもの相談先や話を聞ける体制を整える。
- ③外国人市民に対する日本人市民の不安がなくなっています。
- 日本人市民が外国の文化や習慣、外国人市民が日本に暮らす理由等を理解する。
  - 外国人市民と日本人市民が出会い、一緒に活動できる機会を創出する。
- ④外国人市民も地域で役割を担い、活躍しています。
- イベント、行事等に外国人市民も参加できるようにする。
  - 地域の役割を外国人市民にも担ってもらい、一緒に行うようにする。

### (2) 第2次プランの成果指標

上の目標像の達成状況を測る成果指標は、以下の様に定めます。

| 項目                    | 2017年度<br>現状値 |   | 2024年度<br>目標値 |
|-----------------------|---------------|---|---------------|
| 日本人市民の多文化共生の理解度       | 33.7%         | ↗ | 50%           |
| 地域の行事等に参加したことがある外国人市民 | 55.2%         | ↗ | 60%           |
| 安城市を住みやすいと思う外国人市民     | 87.4%         | ↗ | 90%           |
| 外国人生徒の高校等への進学率        | 82.5%         | ↗ | 91%           |
| 多文化共生に関わる活動を行う市民団体    | 5団体           | ↗ | 8団体           |

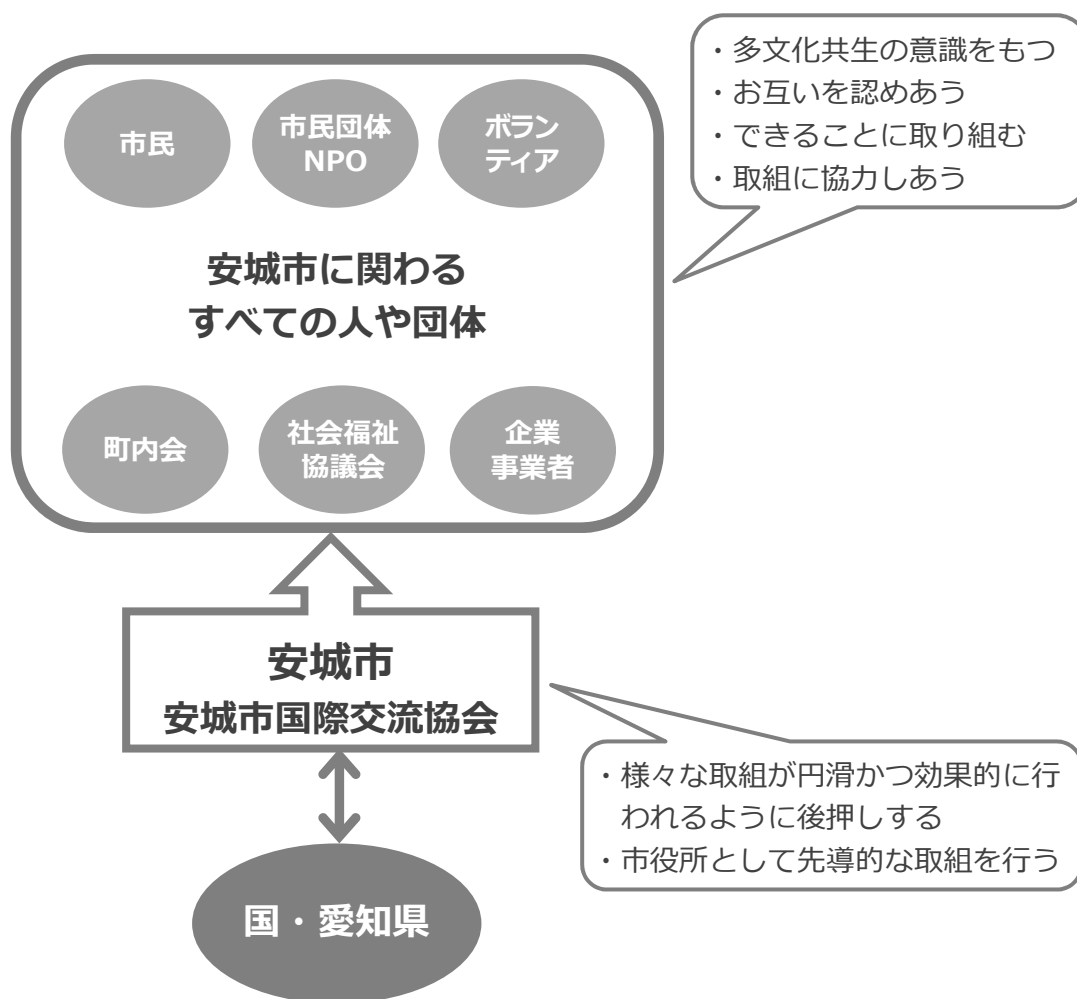
### 3 多文化共生の担い手と各主体の役割

#### (1) 担い手の全体像

多文化共生社会は、安城市に関係するすべてのみなさんとともに実現していくものです。

みなさんが、多文化共生の意識を持ち、国籍やルーツに関わらずにお互いのことを認め合いながら、できることに取り組んだり、参加したり、協力しあうことにより実現されます。

この中で、安城市及び安城市国際交流協会は、様々な人や団体に意識を高めてもらうための取組を行うとともに、それぞれの取組が円滑かつ効果的にできるように後押しをしていきます。また、市役所が多文化共生のモデルとなるような取組を積極的に行っていきます。



## (2) 各主体の明確化

多文化共生の推進に関わる各主体の役割は、下の様に考えられます。

| 主体                                   | 役割  |
|--------------------------------------|---|
| 国                                    | 外国人施策の着実な実施<br>中長期的な外国人受入方針の策定 等  |
| 愛知県                                  | 広域的な施策・先導的な取組の実施<br>様々な主体との連携・協働の推進 等   |
| 安城市                                  | 日常生活に関する行政サービスの提供<br>行政サービスやルールに関する情報提供の充実 等  |
| 安城市国際交流協会                            | 安城市や愛知県国際交流協会等と連携し、市民団体への支援、<br>日常生活向上のためのサービス及び情報の提供 等   |
| 市民                                   | 【日本人市民】<br>外国の文化や生活習慣等の理解<br>外国人市民に対する地域社会の担い手としての認識<br>外国人市民との積極的な交流 等<br>【外国人市民】<br>日本語の習得<br>日本の文化や生活習慣の理解<br>地域活動への参加<br>日本人市民へ外国の文化や考え方等を伝えること 等 |
| 市民団体・NPO<br>ボランティア<br>町内会<br>社会福祉協議会 | 団体独自のノウハウや情報の提供<br>ネットワークの構築<br>地域のニーズを把握した主体的な活動<br>団体どうしの交流 等   |
| 企業・事業者                               | 外国人労働者の人権の尊重<br>地域社会への適応を促進するための取組 等  |

## 4 基本方針

第2次安城市多文化共生プランでは、7つの基本方針を定めます。

### 【基本方針1】多文化共生に対する理解や意識の定着

今後も外国人市民の増加が予想される中で、国籍等の異なる人が、お互いの違いを認めながら意識の壁を取り払い、安城市にさまざまな人が暮らし活動したりしていることが「ふつつ」となるように、市民の多文化共生に対する理解、国際理解の定着を図ります。

### 【基本方針2】外国人市民の学習機会の充実

外国人市民が、安城市における生活を円滑に送るとともに、地域への貢献ができるよう、日本語の学習機会の充実とともに、文化・習慣等を学ぶ機会の充実を図ります。

### 【基本方針3】日本人市民と外国人市民のコミュニケーションの充実

日本人市民と外国人市民が、安城市内の各地域において良好な関係を築く必要があります。あいさつを交わしたり、簡単に会話したりすることから始めるコミュニケーションの充実を図るため、様々な機会や場づくりを行います。

### 【基本方針4】多くの外国人市民に伝わる情報伝達

外国人市民が不安なく暮らすためには、正しい情報を理解できるように、確実に伝えることが必要不可欠になります。外国人市民は、言語だけではなく、情報の入手ルートやコミュニティが異なることから、外国人市民の特性に配慮した情報伝達に努めます。

### 【基本方針5】外国人市民の暮らしの不安軽減

知人・友人も少ない異国の地で暮らす外国人市民にとっては、生活における様々なことに対して不安を抱えています。外国人市民の不安の軽減は地域の不安解消にもつながり、多文化共生社会の実現に結びつきます。このため、外国人市民の暮らしにおける不安を少しでも軽減するための取組を様々な機関や団体と連携しながら行います。

### 【基本方針6】外国人市民が地域で活躍できる環境づくり

外国人市民を支援の対象として位置づけるだけでなく、市内の各地域で活躍できるような環境や仕組みづくりを様々な団体等と連携しながら進めていきます。

### 【基本方針7】多文化共生に貢献する人材の発掘・育成

多文化共生社会の実現のためには、一人でも多くの市民が取組に関わることがとても大切になります。多文化共生に貢献できる人材を、様々な団体等と連携しながら発掘・育成し、理解や活動する市民を増やしていきます。

## 5 施策の体系と内容

### 【基本方針1】多文化共生に対する理解や意識の定着

今後も外国人市民の増加が予想される中で、国籍等の異なる人が、お互いの違いを認めながら意識の壁を取り払い、安城市にさまざまな人が暮らし活動したりしていることが「ふつつ」となるように、市民の多文化共生に対する理解、国際理解の定着を図ります。

| 基本施策               | 主な取組 ★ 新規の取組 ◎ 継続の取組   |
|--------------------|--|
| (1) 多文化共生の意味を理解する  | ①多文化共生の意義の周知 ◎<br>②市役所における多文化共生意識の向上 ◎<br>③外国人市民の現状に関する情報の共有 ★         |
| (2) 国際理解、国際交流を推進する | ①外国の文化や習慣に触れる機会の創出 ◎<br>②国際理解・国際交流の講座や体験イベント開催の促進 ◎<br>③姉妹都市等との交流の推進 ◎ |

#### 基本施策（1）多文化共生の意味を理解する

安城市の外国人市民の状況を広く伝え、多文化共生の本質的な意味を理解し、共有するための取組を行います。

##### <主な取組>

#### ①多文化共生の意義の周知

多文化共生に関する情報について発信するとともに、セミナーや市役所職員による出前講座等を通じて、多文化共生の意義を伝えたり考えたりする機会を創ります。

また、学校や子ども関係の施設と協力して、展示、資料配布、講演等を通じて、子どもが多文化共生を学ぶ機会を創ります。 【市民協働課、学校教育課】

#### ②市役所における多文化共生意識の向上

市役所や関係施設の職員の多文化共生に対する意識の向上を図るため、職員研修等の機会を通じて、多文化共生について学ぶ機会を設けます。 【市民協働課】

#### ③外国人市民の現状に関する情報の共有

安城市の外国人市民の状況等について、広報誌やホームページ等への掲載等を通じて情報共有を図ります。 【市民協働課】

## 基本施策（2）国際理解、国際交流を推進する

安城市の姉妹都市、安城市に住む外国人市民の母国をはじめ、多くの国や地域の人との交流を活発化させるための取組を行います。

### <主な取組>

#### ①外国の文化や習慣に触れる機会の創出

外国に関する資料・展示の充実、外国人市民との交流等により、外国の様々な文化や習慣に触れる機会を創ります。 【市民協働課】

#### ②国際理解・国際交流の講座や体験イベント開催の促進

様々な団体等が主催する、外国の文化や習慣について理解したり、体験できるイベント等の開催を促進します。 【市民協働課、生涯学習課】

#### ③姉妹都市等との交流の推進

市民の国際理解を深めるため、安城市と姉妹都市協定を結ぶハンチントンビーチ市（アメリカ合衆国）、ホブソンスベイ市（オーストラリア）、コリング市（デンマーク王国）等の様々な都市と交流を推進します。 【市民協働課】



## 【基本方針 2】外国人市民の学習機会の充実

外国人市民が、安城市における生活を円滑に送るとともに、地域への貢献ができるよう、日本語の学習機会の充実とともに、文化・習慣等を学ぶ機会の充実を図ります。

| 基本施策              | 主な取組 ★ 新規の取組 ◎ 継続の取組   |
|-------------------|--|
| (1) 日本語の学習機会を充実する | ①日本語教室の開催・運営支援 ◎<br>②子ども日本語教室の開催・運営支援 ◎<br>③学習した日本語を使う場の提供 ★<br>④日本語学習ボランティアの育成やスキルアップ支援 ★ |
| (2) 学びの機会を多様化させる  | ①外国人市民も参加しやすいイベントや各種講座の開催 ◎<br>②外国人市民向け日常生活講座の実施 ★   |

### 基本施策（1）日本語の学習機会を充実する

外国人市民が日本語を使って生活できるように、年齢や能力に応じて日本語を学習できる教室等の充実を図ります。

#### <主な取組>

##### ①日本語教室の開催・運営支援

安城市内において NPO や市民活動団体等が開催する日本語教室に対し、県や安城市国際交流協会と連携しながら支援を行います。 【市民協働課】

##### ②子ども日本語教室の開催・運営支援

外国人市民の子どもが、学校以外でも日本語を学んだり、自習等ができる教室を安城市内に増やしていくため、教室の開催や運営に対して支援を行います。 【市民協働課】

##### ③学習した日本語を使う場の提供

外国人市民が、学んだ日本語を様々な生活の場面で実際に使えるようにするために、日本語教室と連携して地域等で実践する場を提供します。また、店舗や施設の窓口等において、簡単な日本語で話すことのできる外国人市民に配慮できるよう、「やさしい日本語」の普及に努めます。 【市民協働課】

##### ④日本語学習ボランティアの育成やスキルアップ支援

日本語教室で学習支援をするボランティア人材の確保・育成及び指導の技術力向上等の取組に対する支援を行います。 【市民協働課】

## 基本施策（2）学びの機会を多様化させる

外国人市民が安城市において、日本語以外にも、日本の生活文化に慣れたり、様々な知見を広げたり、キャリアアップを図ったりする等、学習の機会を増やすための取組を行います。

### <主な取組>

#### ①外国人市民も参加しやすいイベントや各種講座の開催

市内で行われる各種イベントや講座において、「やさしい日本語」で案内する等、外国人市民の参加に対する配慮を行います。 【市民協働課、生涯学習課】

#### ②外国人市民向け日常生活講座の実施

防災、交通安全、ごみの分別等、外国人市民が安城市で生活するために必要となる知識を学ぶことができる講座等を実施します。

【市民協働課、市民安全課、危機管理課、ごみゼロ推進課】

### 【基本方針 3】日本人市民と外国人市民のコミュニケーションの充実

日本人市民と外国人市民が、安城市内の各地域において良好な関係を築く必要があります。あいさつを交わしたり、簡単に会話したりすることから始めるコミュニケーションの充実を図るため、様々な機会や場づくりを行います。

| 基本施策                      | 主な取組 ★ 新規の取組 ◎ 継続の取組  |
|---------------------------|---|
| (1) コミュニケーションのきっかけをつくる    | ①通訳・翻訳ボランティア等の発掘・育成 ★<br>②状況に合わせたコミュニケーションツールの活用と普及 ◎<br>③あいさつ等の簡単な外国語の普及 ★ |
| (2) 日本人も外国人も気軽に交流できる場をつくる | ①交流イベント等の開催の促進 ★<br>②（仮称）多文化共生サロンの設置検討 ★<br>③外国人市民も参加しやすいイベントや各種講座の開催【再掲】◎  |

#### 基本施策（1）コミュニケーションのきっかけをつくる

日本人市民が外国人市民や外国人来訪者とあいさつや簡単な会話をする等、お互いのコミュニケーションのきっかけをつくるための様々な工夫について、市民と一緒に取り組めます。

#### <主な取組>

##### ①通訳・翻訳ボランティア等の発掘・育成

地域や市民の活動、イベント等において、会話の橋渡しや文書を多言語化するため、外国語ができる日本人市民、日本語ができる外国人市民を発掘・育成し、必要な場面で手伝ってもらえるような仕組みを整えます。 【市民協働課】

##### ②状況に合わせたコミュニケーションツールの活用と普及

通訳を介さなくてもコミュニケーションを図ることができるように、場面に応じて様々な道具や手法※を適切に活用するとともに、普及に努めます。 【市民協働課】

※様々な道具や手法：「指さし会話ボード」「音声翻訳ソフト」「やさしい日本語」等

##### ③あいさつ等の簡単な外国語の普及

外国人市民と日本人市民のコミュニケーションのきっかけをつくるため、様々な外国語による簡単なあいさつの言葉等の普及に努めます。 【市民協働課】

## 基本施策（2）日本人も外国人も気軽に交流できる場をつくる

日本人も外国人も分け隔てなく、一緒になってコミュニケーションをとったり活動したりする等、様々な交流ができるような場や機会を積極的に設けていきます。

### <主な取組>

#### ①交流イベント等の開催の促進

外国人市民と日本人市民が一緒になって、学んだり楽しんだりできる行事やイベントについて、様々な団体等による開催を促進します。 【市民協働課】

#### ②（仮称）多文化共生サロンの設置検討 「重点的な取組2（p.40）」参照

外国人市民や多文化共生に関心のある日本人市民が日常的に集い、外国人市民の暮らしや多文化共生活動の状況を情報交換できる場として「（仮称）多文化共生サロン」の設置を検討し、試行的な取組を行います。 【市民協働課】

#### ③外国人市民も参加しやすいイベントや各種講座の開催【再掲】

市内で行われる各種イベントや講座において、「やさしい日本語」で案内する等、外国人市民の参加に対する配慮を行います。 【市民協働課、生涯学習課】

## 【基本方針 4】多くの外国人市民に伝わる情報伝達

外国人市民が不安なく暮らすためには、正しい情報を理解できるように、確実に伝えることが必要不可欠になります。外国人市民は、言語だけではなく、情報の入手ルートやコミュニティが異なることから、外国人市民の特性に配慮した情報伝達に努めます。

| 基本施策                            | 主な取組 ★ 新規の取組 ◎ 継続の取組  |
|---------------------------------|---|
| (1) 市役所から外国人市民に渡す書類等をわかりやすくする   | ①市役所からのお知らせの多言語化、「やさしい日本語」の使用 ◎<br>②書類等の外国人市民対応方針の作成 ★                |
| (2) 市役所の窓口における外国人市民対応を工夫して体系化する | ①「やさしい日本語」による対応 ◎<br>②コミュニケーションツールの効果的な活用◎                            |
| (3) 外国人市民向けの情報発信を充実する           | ①外国人向け情報発信ツールの活用 ◎<br>②外国人市民向けパンフレット等の効果的な配布 ◎<br>③情報集約ポイント（場所等）の設置 ★ |
| (4) 施設やまちの案内表示等をわかりやすくする        | ①外国人にもわかりやすい案内表示の工夫 ◎   |

### 基本施策（1）市役所から外国人市民に渡す書類等をわかりやすくする

外国人市民への情報伝達や手続きの円滑化を図るため、市役所が作成・発行する書類については、外国人市民が理解しやすい様に工夫を行います。

#### <主な取組>

##### ①市役所からのお知らせの多言語化、「やさしい日本語」の使用

外国人市民が対象として想定される各課が作成する申請書や封筒等について、多言語化、または、「やさしい日本語」の使用及びルビふりをする事等の配慮をして作成します。 【市役所全体】

##### ②書類等の外国人市民対応方針の作成

書類等の多言語化、「やさしい日本語」を活用するための市役所における共通ルールを設定するとともに、作成事例等の共有を行います。 【市民協働課】

## 基本施策（2）市役所の窓口における外国人市民対応を工夫して体系化する

各課の窓口における外国人市民への対応を丁寧かつ効率的に行うため、以下の方法等を体系的に活用する等の工夫を行います。

### <主な取組>

#### ①「やさしい日本語」による対応

外国人市民への対応において、市役所職員は「やさしい日本語」により対応します。

【市役所全体】

#### ②コミュニケーションツールの効果的な活用

市役所の各窓口の外国人市民の対応において、「指さし会話ボード」<sup>※1</sup>、「音声翻訳ソフト」<sup>※2</sup>、「遠隔通訳サービス」<sup>※3</sup>等を、必要に応じて活用します。

【市民協働課】

##### ※1 指さし会話ボード

基本的な事項をイラストや多言語化された単語でわかりやすく掲載し、ボードを指さしながら意思疎通を図るためものもの

##### ※2 音声翻訳ソフト

パソコンやスマートフォンにより、会話を他の言語に翻訳するためのソフトやアプリ

##### ※3 遠隔通訳サービス

テレビ電話等により他の場所にいる第三者の通訳を介して会話できるサービス

## 基本施策（3）外国人市民向けの情報発信を充実する

外国人市民に対し、地域の情報や市役所からのお知らせを正しく確実に伝えるため、様々なメディアを活用しながら、情報発信の充実を行います。

### <主な取組>

#### ①外国人市民向け情報発信ツールの活用

安城市役所公式ホームページ<sup>※4</sup>、Facebook「Anjo-info」<sup>※5</sup>、広報あんじょう「外国語情報ボックス」、「多言語版生活ガイドブック」<sup>※6</sup>等のツールを活用し、外国人市民向けの情報の内容を充実させるとともに、これらを知ってもらうためのPRを行います。

【市役所全体】

##### ※4 安城市役所公式ホームページ

<https://www.city.anjo.aichi.jp/>（多言語対応あり）

##### ※5 Facebook「Anjo-info」

<https://www.facebook.com/anjo.chiikisinko>

##### ※6 多言語版生活ガイドブック

生活に必要な基本的な制度や各種手当等を案内するガイドブックを、安城市では英語、ポルトガル語、中国語、タガログ語により作成している

**②外国人市民向けパンフレット等の効果的な配布**

市役所各課、国際交流協会、県、関係機関等が作成する外国人市民向けのパンフレットやチラシについて、必要な外国人市民に届く様に効果的に配布します。

【市役所全体】

**③情報集約ポイント（場所等）の設置**

外国人市民がワンストップで必要な情報を取得できる場所等を確保します。

【市民協働課】

**基本施策（４）施設やまちの案内表示等をわかりやすくする**

外国人市民にも安城のまちや施設を利用してもらいやすくし、外国人来訪者にもまちを楽しんでもらえるよう、各所の案内表示について、様々な工夫を行います。

**<主な取組>**

**①外国人にもわかりやすい案内表示の工夫**

まちや公共施設の案内表示について、場所の特性やデザイン性にも配慮しながら、多言語表示、「やさしい日本語」の使用及びルビ<sup>※7</sup>ふり、イラストやピクトグラム<sup>※8</sup>の活用等、外国人にもわかりやすくするように努めます。 【市役所全体】

※7 ルビ：ふりがな。外国人向けには漢字だけではなくカタカナにもふることが多い

※8 ピクトグラム：情報や注意を示すために表示される視覚記号や絵文字

**【基本方針5】外国人市民の暮らしの不安軽減**

知人・友人も少ない異国の地で暮らす外国人市民にとっては、生活における様々なことに対して不安を抱えています。外国人市民の不安の軽減は地域の不安解消にもつながり、多文化共生社会の実現に結びつきます。このため、外国人市民の暮らしにおける不安を少しでも軽減するための取組を様々な機関や団体と連携しながら行います。

| 基本施策                   | 主な取組 ★ 新規の取組 ◎ 継続の取組  |
|------------------------|---|
| (1) 出産・子育ての不安を軽減する     | ① 出産・子育て関係情報の効果的な提供 ◎<br>② 子育て施設における外国人市民対応の充実 ◎<br>③ 子育てや発達・成長に関する外国人市民の相談対応の充実 ★<br>④ 子育て保護者が集える場の確保 ★  |
| (2) 子どもの成長や将来の活躍を後押しする | ① 日本語適応指導教室の設置・活用 ◎<br>② 日本語初期指導教室の充実 ◎<br>③ 子ども日本語教室の開催・運営支援【再掲】 ◎<br>④ 就学前児童に対する言語習得の促進と日本の学校について学ぶ機会の創出 ★<br>⑤ 母語の大切さの共有 ★<br>⑥ 特別支援が必要な児童・生徒への対応 ◎<br>⑦ 子どもの見守りや居場所の設置、学習支援の促進 ★<br>⑧ 外国人の子どもの進路指導の充実、進学・就職制度等に関する情報の普及 ★ |
| (3) 災害発生時の不安を軽減する      | ① 防災に関する知識の普及 ◎<br>② 防災訓練、防災講習会等への参加の促進 ◎<br>③ 外国人市民への災害時の情報伝達方法の確立 ★<br>④ 災害時に活動できる通訳ボランティアの発掘 ★<br>⑤ 災害時外国人支援情報コーディネーターの活用の検討 ★<br>⑥ 外国人市民の防災活動人材の活用 ◎  |
| (4) 暮らしの困りごとに対応する      | ① 外国人市民向け生活情報の提供 ◎<br>② 外国人市民の相談対応の充実 ★<br>③ 外国人市民の暮らしを見守る体制づくりの促進（(仮称)多文化共生サポーターの活用）★<br>④ 交通安全・防犯に関する知識の普及 ◎<br>⑤ あいち医療通訳システムの周知 ◎  |



## 基本施策（１）出産・子育ての不安を軽減する

慣れない土地で出産したり子育てする外国人市民の不安を少しでも軽減するため、情報提供、相談対応、集える場所等の確保について、様々な施設や機関と連携しながら、充実を図ります。

### <主な取組>

#### ①出産・子育て関係情報の効果的な提供

出産や子育てを迎える外国人市民への情報提供について、医療機関、保健センター、保育園、子育て関係施設等の関係機関と連携しながら効果的に行います。

【国保年金課、子育て支援課、子ども発達支援課、保育課、健康推進課】

#### ②子育て施設における外国人市民対応の充実

「あんぱ〜く」（子育て支援総合拠点施設）等を外国人市民も安心して利用できるように、施設内の多言語化等、利用しやすい環境の充実を図ります。

【子育て支援課、健康推進課】

#### ③子育てや発達・成長に関する外国人市民の相談対応の充実

発達や成長に何らかの問題がある外国人市民の子どもについて、言語の問題等から相談や支援が遅れることのないよう、「あんステップ♪」（子ども発達支援センター）等の子育て関係施設と連携し、外国人市民の相談対応を行います。

【子ども発達支援課、健康推進課】

#### ④子育て保護者が集える場の確保

居場所がなく孤立している子育て中の外国人市民も見られるため、外国人市民も含め、子育て中の保護者が気軽に集えたり、時間を過ごせたりする場所の確保をします。

【市民協働課、子育て支援課、生涯学習課】

## 基本施策（２）子どもの成長や将来の活躍を後押しする

外国人市民の子どもが日本での生活に慣れ、将来も日本で活躍できることを目指して、日本語指導を体系的に実施するとともに、学校、家庭、地域が連携して子どもを見守る態勢を整えます。

### <主な取組>

#### ①日本語適応指導教室の設置・活用

日本語での授業が難しい児童・生徒を指導するための日本語適応指導教室について、必要な学校に引き続き設置するとともに、地域やボランティア等とも協力しながら、外国人児童・生徒の学校への適応と日本語の能力向上を目指します。 【学校教育課】

**②日本語初期指導教室の充実**

来日して間もない児童・生徒のための日本語初期指導教室について、必要とする外国人児童・生徒の通学のしやすさ等にも配慮しながら充実を図ります。 【学校教育課】

**③子ども日本語教室の開催・運営支援【再掲】**

外国人市民の子どもが、学校以外でも日本語を学んだり、自習等ができる教室を安城市内に増やしていくため、教室の開催や運営に対して支援を行います。 【市民協働課】

**④就学前児童に対する言語習得の促進と日本の学校について学ぶ機会の創出**

外国人市民の子どもが入学後に学校に早く慣れることができるように、就学前における言語等の習得を促進します。 【市民協働課、保育課】

**⑤母語の大切さの共有**

外国人市民の子どもにとって、母国のアイデンティティも必要であることから、日本語とあわせて、母語も大切であることを共有します。 【市民協働課】

**⑥特別支援が必要な児童・生徒への対応**

障害を有したり、発達障害が疑われる外国人児童・生徒には、学校において、特別支援学級の他、関係機関と連携しながら児童・生徒の状況に応じた指導等を行います。

【子育て支援課、子ども発達支援課、保育課、障害福祉課、学校教育課】

**⑦子どもの見守りや居場所の設置、学習支援の促進**

家庭や学校以外にも、外国人の子どもが気軽に居ることができたり、学習を支援したり、また、子どもを見守ることができる場所が地域で確保されるように支援します。

【市民協働課、学校教育課、生涯学習課】

**⑧外国人の子どもの進路指導の充実、進学・就職制度等に関する情報の普及**

外国人生徒が能力を活かした進路を選択できるように、学校での進路指導を引き続き行うとともに、進路に関する準備をできるだけ早く始められるように、日本の進学・就職制度等に関する情報を保護者に伝えるための取組を行います。

【市民協働課、保育課、学校教育課】

### 基本施策（3）災害発生時の不安を軽減する

災害発生時は言語等の問題から外国人市民への情報伝達面の課題が想定されるため、災害発生時における外国人市民対応について平時から準備・検討します。

#### <主な取組>

##### ①防災に関する知識の普及

地震や台風・大雨等日本で起こる災害や、それぞれの災害発生時の避難等防災行動について、多言語版「防災ガイドブック」等により、正しい知識を身につけるための取組を行います。【市民協働課、危機管理課】

##### ②防災訓練、防災講習会等への参加の促進

企業や地域等の様々な団体が主催する防災訓練等に、外国人市民も多く参加できるように呼び掛けます。また、外国人市民が参加しやすい訓練等の運営を促進します。【市民協働課、危機管理課】

##### ③外国人市民への災害時の情報伝達方法の確立

災害発生時に必要な情報を外国人市民にも確実に伝えるため、活用するメディア、伝達経路、情報の多言語化等について検討します。【市民協働課、危機管理課】

##### ④災害時に活動できる通訳ボランティアの発掘

災害発生時の避難所等において、外国人市民に的確に情報を伝えたり、協力を求めたりする場合には通訳・翻訳が必要になることから、各地域において外国語を話すことができる市民を発掘します。【市民協働課】

##### ⑤災害時外国人支援情報コーディネーターの活用の検討

災害発生時に災害や生活支援等に関する情報を整理し、外国人被災者のニーズとマッチングするための人材として、国が養成している災害時外国人支援情報コーディネーターについて、安城市における活用を検討します。【市民協働課、危機管理課】

##### ⑥外国人市民の防災活動人材の活用

災害発生時の防災活動や災害支援活動について、外国人市民も地域を支援する貴重な人材としての活動が期待されることから、日頃から地域での自主防災組織等への参加を促します。【危機管理課】

## 基本施策（4）暮らしの困りごとに対応する

外国人市民が安心して生活できるように、暮らしの困りごとに対応していきます。

### <主な取組>

#### ①外国人市民向け生活情報の提供

市役所からの情報だけではなく、県や関係機関の支援や制度等、外国人市民の生活に役立つ様々な情報を、わかりやすく外国人市民に届けるための取組を促進します。

【市役所全体】

#### ②外国人市民の相談対応の充実

市役所の各課や関係施設が実施している各種の市民相談について、外国人市民にも対応できる態勢を整えるとともに、外国人特有の相談事にも対応できるように、外部の専門機関等との連携についても検討します。

【市役所全体】

#### ③外国人市民の暮らしを見守る体制づくりの促進（(仮称)多文化共生サポーター制度の活用）

「重点的な取組1（p.39）」参照

外国人市民と居住する地域でつながりを持ったり、外国人市民を地域で見守るための役割として、「(仮称)多文化共生サポーター」の仕組みを検討します。

【市民協働課】

#### ④交通安全・防犯に関する知識の普及

外国人市民が交通事故や犯罪に巻き込まれるケースもあるため、関係機関と協力しながら、交通ルールや防犯に関する知識を普及するための取組を行います。

【市民協働課、市民安全課】

#### ⑤あいち医療通訳システムの周知

外国人市民が医療機関にかかる際の通訳派遣等を行う県の制度「あいち医療通訳システム」について、外国人市民への制度の周知を図ります。

【市民協働課、国保年金課、健康推進課】

## 【基本方針6】外国人市民が地域で活躍できる環境づくり

外国人市民を支援の対象として位置づけるだけでなく、市内の各地域で活躍できるような環境や仕組みづくりを様々な団体等と連携しながら進めていきます。

| 基本施策                    | 主な取組 ★ 新規の取組 ◎ 継続の取組                                |
|-------------------------|---|
| (1) 外国人市民の地域活動への参加を支援する | ①外国人市民が町内会を学ぶ機会づくり ★<br>②(仮称)多文化共生サポーターの活用【再掲】◎     |
| (2) 地域における外国人市民の人材を活用する | ①外国人市民が地域で活躍できる場づくりの促進 ★<br>②活躍のロールモデルとなる外国人市民の紹介 ★ |
| (3) 外国人市民に対する広聴活動を実施する  | ①外国人市民との定期的な意見交換会の開催 ◎                              |

### 基本施策(1) 外国人市民の地域活動への参加を支援する

町内会や自治会をはじめとした地域の様々な活動に、外国人市民も積極的に参加できるようにするため、外国人市民が地域の状況を理解したり、地域と外国人市民をつなぐための機会や仕組みづくりを促進します。

#### <主な取組>

##### ①外国人市民が町内会を学ぶ機会づくり

町内会や自治会は外国人市民になじみのない仕組みであり、知らないから参加しないというケースも多いため、町内会の仕組みや役割を見学や体験等を通じて学ぶ機会を設け、外国人市民の地域活動への参加につなげます。 【市民協働課】

##### ②(仮称)多文化共生サポーター制度の活用 「重点的な取組1(p.39)」参照

外国人市民と地域をつなぐ役割として、「(仮称)多文化共生サポーター」が地域活動への参加を支援する役割も担うとともに、外国人市民もサポーターとして活躍できる仕組みを検討します。 【市民協働課】

## 基本施策（2）地域における外国人市民の人材を活用する

少子高齢化が進む中で、外国人市民にも地域を支える人材としての活躍が求められることから、地域の様々な場面で、外国人市民も役割を担うことができる環境づくりを促進します。

### <主な取組>

#### ①外国人市民が地域で活躍できる場づくりの促進

外国人市民が地域で活躍する事例の紹介等を行い、外国人市民の地域での様々な活動への参加を促進します。【市民協働課】

#### ②活躍のロールモデル\*となる外国人市民の紹介

外国人市民の暮らしや子どもの将来の参考になるように、社会の様々な場面で活躍している外国人市民の状況を広報等に紹介します。【市民協働課】

\*ロールモデル：自分にとってお手本になるような人物

## 基本施策（3）外国人市民に対する広聴活動を実施する

安城市に居住する外国人市民の暮らしの課題に対応するため、外国人市民の状況を把握するための活動を行います。

### <主な取組>

#### ①外国人市民との定期的な意見交換会の開催

外国人市民と対話し、日常の暮らしの状況や困りごと、課題等を把握するための懇談会を、毎年1回程度定期的で開催し、多文化共生推進の参考としていきます。

【市民協働課】

## 【基本方針7】多文化共生に貢献する人材の発掘・育成

多文化共生社会の実現のためには、一人でも多くの市民が取組に関わることがとても大切になります。多文化共生に貢献できる人材を、様々な団体等と連携しながら発掘・育成し、理解や活動する市民を増やしていきます。

| 基本施策                         | 主な取組 ★ 新規の取組 ◎ 継続の取組                                  |
|------------------------------|---|
| (1) 多文化共生に意欲や関心のある人材を発掘・育成する | ①翻訳・通訳ボランティアの発掘・育成【再掲】★<br>②多文化共生活動に関心のある人材の発掘・育成 ★   |
| (2) 多文化共生活動を活発化する            | ①多文化共生に関わる市民や団体の積極的な情報交換 ★<br>②(仮称)多文化共生サロンの設置検討【再掲】★ |

### 基本施策(1) 多文化共生に意欲や関心のある人材を発掘・育成する

多文化共生に対する啓発等を通じて、多文化共生に関する活動に意欲や関心のある人材を増やし、活動への参加につなげるための仕組みづくりに取り組みます。

#### <主な取組>

#### ①翻訳・通訳ボランティア等の発掘・育成【再掲】

地域や市民の活動、イベント等において、会話の橋渡しや文書を多言語化するため、外国語ができる日本人市民、日本語ができる外国人市民を発掘・育成し、必要な場面で手伝ってもらえる仕組みを整えます。 【市民協働課】

#### ②多文化共生活動に関心のある人材の発掘・育成

外国人市民を見守ったり、一緒に活動したりする等、多文化共生に関心のある人材を発掘・育成します。 【市民協働課】

### 基本施策(2) 多文化共生活動を活発化する

市民や団体等が中心となって行う多文化共生に関する活動を拡充するとともに、各活動がつながることにより活発化を目指します。

#### <主な取組>

#### ①多文化共生に関わる市民や団体の積極的な情報交換

外国人市民を支援したり外国人市民と一緒に活動する等、多文化共生に関わる活動を行う市民や団体が情報交換や交流できる機会を設け、協働や連携による取組を促進します。 【市民協働課】

② **(仮称) 多文化共生サロンの設置検討【再掲】** 「重点的な取組2 (p.40)」参照

外国人市民や多文化共生に関心のある日本人市民が日常的に集い、外国人市民の暮らしや多文化共生活動の状況を情報交換できる場として「(仮称) 多文化共生サロン」の設置を検討し、試行的な取組を行います。 【市民協働課】



## 6 重点的な取組

### 重点的な取組 1 多文化共生サポーター制度の創設

#### (1) サポーター制度の趣旨

多文化共生に関する知識・理解・意欲等を有する市民が、

- ・外国人市民と日本人市民との会話や意思疎通のサポート
- ・多文化共生に関する活動やイベント等の実施のサポート
- ・外国人市民に日常的に寄り添う、見守る

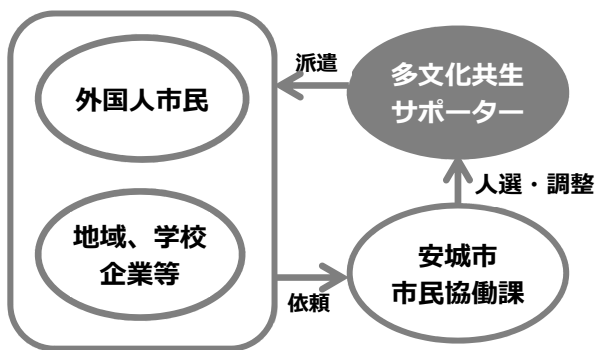
等により、多文化共生社会づくりに貢献する。

#### (2) サポーターの主な活動内容イメージ

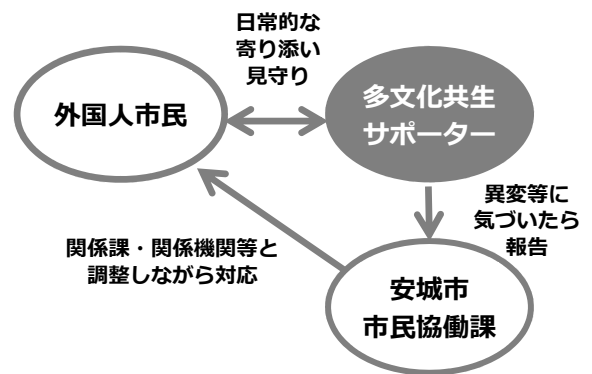
- ①通訳・翻訳（町内会等が行う地域活動へのサポート等）
- ②外国人市民に日本語を教える
- ③多文化共生事業への協力（イベントのサポート等）
- ④文化の紹介（日本の文化を外国人市民に伝える、外国の文化を日本人市民に伝える等）
- ⑤外国人市民と会話する、外国人市民の話を聞く
- ⑥その他（外国人市民の暮らしのサポート、日本人市民との橋渡し等）

#### (3) 制度のイメージ

##### <依頼に応じて派遣>



##### <日常的な活動の中で寄り添う・見守る>



## 重点的な取組2 多文化共生サロンの設置

### (1) サロン設置の趣旨

多文化共生や国際交流に関する情報交換について、市民どうしで活発に行ってもらうため、外国人も日本人も気軽に集い、活動したり、時間を過ごしたりできるような、開放的な場所を設ける。

### (2) サロンの機能イメージ

- ①外国人市民に対する暮らしに関する情報の集約・提供
- ②外国人市民からの情報発信（仲間集め、サポートのニーズ）
- ③多文化共生の活動をする人・団体からの情報発信（仲間集め、活動シーズ）
- ④多文化共生の活動をしたい人の情報収集（どこで、どんな活動ができるかの情報）
- ⑤外国人市民が気軽に足を運べる場所
- ⑥外国人市民どうし、外国人市民と日本人市民が、交流したりつながることができる場所
- ⑦交流やコミュニケーションによる外国人市民の暮らしの困りごとへの対応
- ⑧その他（多文化共生に関する活動の拠点、活動団体どうしの情報交換の場等）

### (3) サロンの設置場所のイメージ

公共施設にかぎらず、できるだけ利便性の高い場所に設置する。

例) 公共施設のロビー等の一角

商店街の空き店舗

ショッピングセンター等、人が多く利用する施設の空きスペース

### (4) 試行的な取組から始める

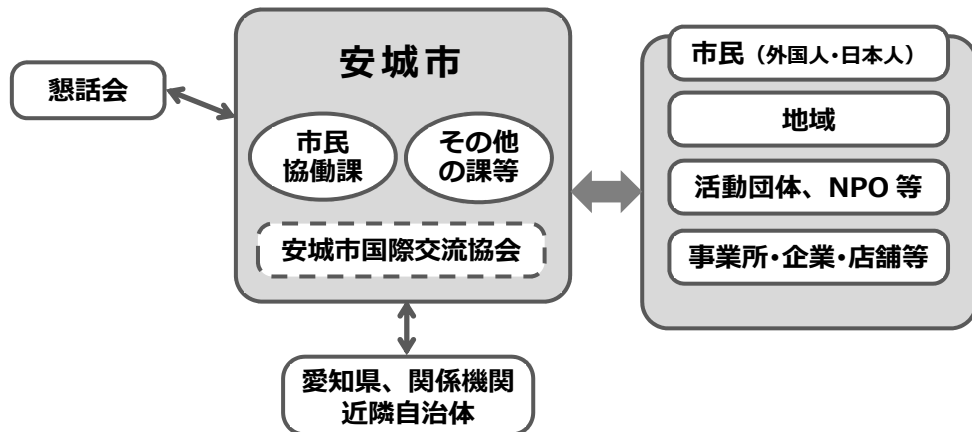
サロンの必要性はあるものの、必要な機能やニーズ等を発掘しながらの開設となるため、当初は仮設的な場所で何回か試行的に開設しながら、サロンのイメージを構築しながら徐々に発展させ、適切な開設の日時や頻度を検討していくこととする。

## 1 推進体制

多文化共生に関する取組は、多様な人がそれぞれの意思に基づき実施されますが、本プランに位置づける取組については、下のような実施の体制があります。

- ①安城市役所が全体として実施する取組
- ②安城市のそれぞれの課や施設が実施する取組
- ③安城市が支援・協働しながら、市民・地域・団体・事業所等が実施する取組

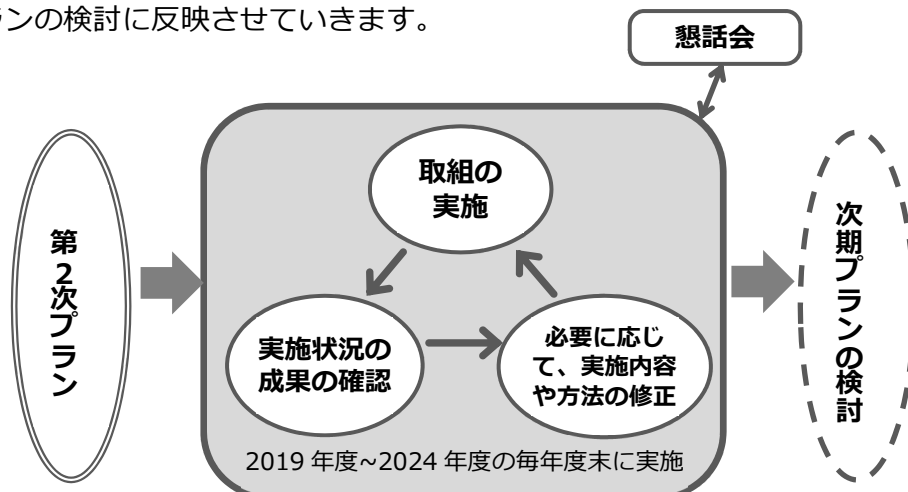
それぞれの取組は、安城市が中心となり、市民・地域等の関係者と連携しながら行います。安城市においては、市民生活部市民協働課と安城市国際交流協会が多文化共生の推進役としてけん引していきます。また、愛知県や周辺市町村、その他の関係機関とも積極的に連携していきます。



## 2 進捗管理の方法

このプランで位置づけた取組をはじめとして、安城市や関係機関が実施する多文化共生に関する取組については、毎年、実施状況及び成果を確認していきます。

この進捗管理は、安城市市民生活部市民協働課が中心となって行い、次年度の取組、さらには次期プランの検討に反映させていきます。

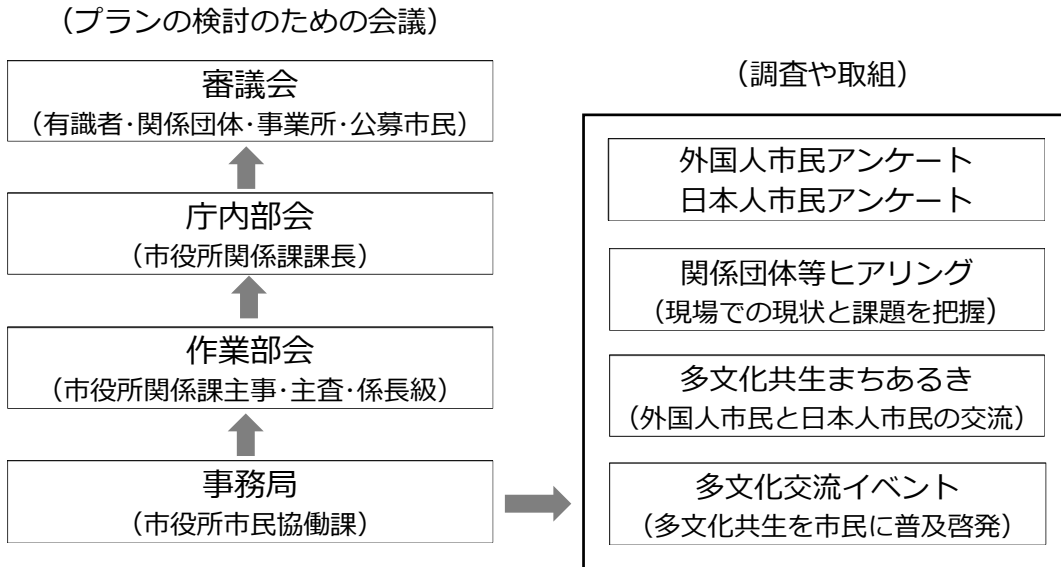


# 策定の経過

第2次安城市多文化共生プランの主な策定経過は、以下のとおりです。

|       | 実施日                 | 項目                                   |
|-------|---------------------|--------------------------------------|
| 2017年 | 8月21日(月)            | 庁内部会・作業部会(第1回)                       |
|       | 9月12日(火)            | 審議会(第1回)                             |
|       | 9月18日(祝)            | 多文化共生イベント(ワールドフェスティバル)               |
|       | 10月~11月             | 外国人市民アンケート、日本人市民アンケート                |
|       | 12月~3月              | 関係団体等ヒアリング                           |
| 2018年 | 1月27日(土)            | 多文化共生まちあるき(第1回)                      |
|       | 2月1日(木)             | 作業部会(第2回)                            |
|       | 2月14日(水)            | 庁内部会(第2回)                            |
|       | 2月21日(水)            | 審議会(第2回)                             |
|       | 2月24日(土)            | 多文化共生まちあるき(第2回)                      |
|       | 5月12日(土)            | 多文化共生まちあるき(第3回)                      |
|       | 6月8日(金)             | 作業部会(第3回)                            |
|       | 6月16日(土)            | 多文化共生まちあるき(第4回)                      |
|       | 6月20日(水)            | 庁内部会(第3回)                            |
|       | 6月27日(水)            | 審議会(第3回)                             |
|       | 7月14日(土)            | 多文化共生まちあるき(第5回)                      |
|       | 9月20日(木)            | 作業部会(第4回)                            |
|       | 10月2日(火)            | 庁内部会(第4回)                            |
|       | 10月8日(祝)            | 多文化共生まちあるき(第6回)                      |
|       | 10月11日(木)           | 審議会(第4回)                             |
|       | 11月8日(木)            | 庁内部会(第5回)                            |
|       | 11月25日(日)           | 多文化交流イベント<br>(市民交流センターわくわくフェスティバル出展) |
|       | 11月28日(水)           | 審議会(第5回)                             |
| 2019年 | 12月20日から<br>1月18日まで | パブリックコメント                            |
|       | 1月31日(木)            | 作業部会(第5回)                            |
|       | 2月12日(火)            | 庁内部会(第6回)                            |
|       | 2月21日(木)            | 審議会(第6回)                             |
|       | 3月                  | 公表                                   |

＜策定作業の流れ＞



＜アンケート調査の概要＞

|      | 外国人市民アンケート       | 日本人市民アンケート        |
|------|------------------|-------------------|
| 調査期間 | 2017年10月～11月     |                   |
| 調査対象 | 住民登録している16歳以上の男女 |                   |
| 調査方法 | 郵送による配布・回収       |                   |
| 配布数  | 1,000            | 2,000             |
| 回収数  | 335* (回収率 33.5%) | 1,031 (回収率 51.6%) |

(335\*の内訳：ブラジル:121、フィリピン:75、中国:64、ベトナム:28、インドネシア:8、他:39)

＜関係団体等ヒアリングの概要＞

|   |
|---|
| <p>【実施時期】 2017年12月～2018年3月</p> <p>【実施団体】 &lt;保育園&gt; みその保育園 ※保育士、通訳</p> <p>&lt;学校&gt; 祥南小学校、安城中部小学校、二本木小学校</p> <p>安城西中学校、安祥中学校、篠目中学校 ※教諭、通訳</p> <p>&lt;日本語教室&gt; サルビアにほんごの会、にほんごひろば、</p> <p>さくら日本語の会、ペイフォワード (子ども日本語教室)</p> <p>※教室運営者、ボランティア、外国人受講者</p> <p>&lt;事業所&gt; 株式会社ヒサダ (外国人雇用企業)</p> <p>東洋理工株式会社 (技能実習生受け入れ企業)</p> <p>※外国人従業員・実習生</p> <p>&lt;町内会&gt; 土器田町内会、秋葉町内会 ※町内会役員、外国人市民世話人</p> |
|---|

### <多文化共生まちあるきの概要>

- 【趣 旨】安城市に住む様々な国の人（外国人市民・日本人市民）が、一緒にまちを歩いたり、施設見学等をしながら、会話したり交流したりして、お互いの理解を深める。
- 【参加者】日本人市民、外国人市民
- ・各回概ね 20 人程度参加
  - ・国籍は、ブラジル、フィリピン、ベトナム、インドネシア、台湾、日本
  - ・各回、子どもも多数参加
- 【第1回】2018年1月27日（土）  
安城公園をみんなで探検しよう！  
（安城公園・動物園・七夕神社を散策）
- 【第2回】2018年2月24日（土）  
あんくるバスに乗って、総合福祉センターに行ってみよう！  
（あんくるバスに乗車、総合福祉センターの施設内部を見学）
- 【第3回】2018年5月12日（土）  
アンフォーレ（図書情報館）を探検しよう！  
（図書情報館・アンフォーレの施設内部を見学）
- 【第4回】2018年6月16日（土）  
商店街を探検しよう！  
（伊藤商店（乾物屋）、金魚や（人形店）、岡菊苑を見学）
- 【第5回】2018年7月14日（土）  
消防署に行ってみよう！  
（安城消防署の消防車や施設内部を見学、消火を体験）
- 【第6回】2018年10月8日（祝）  
自分の母国を紹介しよう！ 安城のよいところを紹介しよう！  
（母国の紹介、安城の紹介パネルをみんなで作成）

### <多文化共生イベントの概要>

- «2017年度» ワールドフェスティバル
- 【開催日】2017年9月18日（祝）
  - 【会場】アンフォーレ（安城市国際交流協会、安城青年会議所と共催）
  - 【実施内容】パネル展示、アンケート調査の実施等
- «2018年度» インターナショナルカフェ@わくわくフェスティバル2018
- 【開催日】2018年11月25日（日）
  - 【会場】安城市民交流センター（交流センター祭りへの出展）
  - 【実施内容】母国の紹介パネル等の展示、外国人と日本人の交流、世界のお茶とお菓子、ダンスイベント（「ズンバ（コロンビアのダンス）」）

＜策定審議会委員＞

|                   | 氏名                   | 所属                       |
|-------------------|----------------------|--------------------------|
| 会長                | 近藤 敦                 | 名城大学法学部 教授               |
| 副会長               | 神谷 明文                | 安城市社会福祉協議会 会長            |
| 委員<br>(五十音順)      | 石川 治彦                | 東洋理工株式会社 総合企画室チームリーダー    |
|                   | 岡本 健二                | 二本木小学校 校長                |
|                   | 岡山 敏治<br>(2018年4月から) | 安城市国際交流協会 事務局長           |
|                   | 小田嶋 真也               | にほんごひろば 代表               |
|                   | 江田 リカルド タケシ          | 株式会社ヒサダ 総務部主任            |
|                   | 杉浦 三衛<br>(2018年3月まで) | 安城市国際交流協会 事務局長           |
|                   | 滝口 佐綾香               | 公募市民                     |
|                   | 土井 佳彦                | NPO 法人多文化共生リソースセンター東海 代表 |
|                   | 成瀬 明浩                | 安城市町内会長連絡協議会 監事          |
|                   | 沼田 宇野 智恵美            | 公募市民                     |
|                   | 藤野 千秋                | 安城防災ネット 代表               |
|                   | 古居 敬子                | 公募市民                     |
|                   | 松井 千代                | 公募市民                     |
| LAM THI HOANG LAN | 公募市民                 |                          |

＜庁内部会及び作業部会参加課＞

|                                    |
|------------------------------------|
| 【企画部】 秘書課、企画情報課                    |
| 【総務部】 行政課、納税課                      |
| 【市民生活部】 市民協働課（事務局）、市民安全課、市民課、危機管理課 |
| 【福祉部】 社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、国保年金課      |
| 【子育て健康部】 子育て支援課、子ども発達支援課、保育課、健康推進課 |
| 【産業振興部】 商工課                        |
| 【環境部】 ごみゼロ推進課                      |
| 【建設部】 建築課                          |
| 【教育振興部】 学校教育課                      |
| 【生涯学習部】 生涯学習課                      |

# 参考資料

## <外国人の在留資格の一覧> (2018年8月現在 法務省入国管理局資料)

### 【就労資格】

| 在留資格 | 本邦において行うことができる活動   | 該当例                                       | 在留期間                 |
|------|--|---|----------------------|
| 外交   | 日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動 | 外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族              | 外交活動の期間              |
| 公用   | 日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項に掲げる活動を除く。）                 | 外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族 | 5年、3年、1年、3月、30日又は15日 |
| 教授   | 本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動   | 大学教授等                                     | 5年、3年、1年又は3月         |
| 芸術   | 収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（この表の興行の項に掲げる活動を除く。）  | 作曲家、画家、著述家等                               | 5年、3年、1年又は3月         |
| 宗教   | 外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動   | 外国の宗教団体から派遣される宣教師等                        | 5年、3年、1年又は3月         |
| 報道   | 外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動   | 外国の報道機関の記者、カメラマン                          | 5年、3年、1年又は3月         |

### 【就労資格、上陸許可基準の適用あり】

| 在留資格  | 本邦において行うことができる活動   | 該当例          | 在留期間 |
|-------|--|--------------|------|
| 高度専門職 | 1号 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイから八までのいずれかに該当する活動であって、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの<br><input type="checkbox"/> イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動<br><input type="checkbox"/> ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動<br><input type="checkbox"/> ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 | ポイント制による高度人材 | 5年   |
|       | 2号 1号に掲げる活動を行った者であって、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次に掲げる活動<br><input type="checkbox"/> イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動<br><input type="checkbox"/> ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動<br><input type="checkbox"/> ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動<br><input type="checkbox"/> ニ 2号イから八までのいずれかの活動と併せて行うこの表の教授、芸術、宗教、報道、法律・会計業務、医療、教育、技術・人文知識・国際業務、介護、興行、技能の項に  |              | 無期限  |



|              |  |   |   |                           |
|--------------|--|---|---|---------------------------|
|              | 掲げる活動（2号イから八までのいずれかに該当する活動を除く。）  |   |   |                           |
| 経営・管理        | 本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。）   |   | 企業等の経営者・管理者                               |                           |
| 法律・会計業務      | 外国法事務弁護士，外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動   |   | 弁護士，公認会計士等                                |                           |
| 医療           | 医師，歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動  |   | 医師，歯科医師，看護師                               |                           |
| 研究           | 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（この表の教授の項に掲げる活動を除く。）  |   | 政府関係機関や私企業等の研究者                           |                           |
| 教育           | 本邦の小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動   |   | 中学校・高等学校等の語学教師等                           |                           |
| 技術・人文知識・国際業務 | 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学，工学その他の自然科学の分野若しくは法律学，経済学，社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（この表の教授，芸術，報道，経営・管理，法律・会計業務，医療，研究，教育，企業内転勤，介護，興行の項に掲げる活動を除く。） |   | 機械工学等の技術者，通訳，デザイナー，私企業の語学教師，マーケティング業務従事者等 |                           |
| 企業内転勤        | 本邦に本店，支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動   |   | 外国の事業所からの転勤者                              |                           |
| 介護           | 本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動   |   | 介護福祉士                                     |                           |
| 興業           | 演劇，演芸，演奏，スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。）  |   | 俳優，歌手，ダンサー，プロスポーツ選手等                      |                           |
| 技能           | 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動  |   | 外国料理の調理師，スポーツ指導者，航空機の操縦者，貴金属等の加工職人等       |                           |
| 技能実習         | 1号   | イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて，講習を受け，及び技能等に係る業務に従事する活動 | 技能実習生                                     | 法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲） |
|              |  | ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて，講習を受け，及び技能等に係る業務に従事する活動 |   |                           |
|              | 2号   | イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動         |   | 法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲） |
|              |  | ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動         |   |                           |
|              | 3号   | イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動         |   | 法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲） |
|              |  | ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動         |   |                           |

第2次安城市多文化共生プラン

【非就労資格】

| 在留資格 | 本邦において行うことができる活動  | 該当例        | 在留期間                        |
|------|---|------------|-----------------------------|
| 文化活動 | 収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（この表の留学、研修の項に掲げる活動を除く。） | 日本文化の研究者等  | 3年、1年、6月又は3月                |
| 短期滞在 | 本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動                                    | 観光客、会議参加者等 | 90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間 |

【非就労資格、上陸許可基準の適用あり】

| 在留資格 | 本邦において行うことができる活動  | 該当例                                 | 在留期間                                      |
|------|---|-------------------------------------|---|
| 留学   | 本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（義務教育学校の後期過程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校（義務教育学校の前期過程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動 | 大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒 | 4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月    |
| 研修   | 本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（この表の技能実習1号、留学の項に掲げる活動を除く。）  | 研修生                                 | 1年、6月又は3月                                 |
| 家族滞在 | この表の教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、文化活動、留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動  | 在留外国人が扶養する配偶者・子                     | 5年、4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月 |

【非就労資格、上陸許可基準の適用あり（特定活動に係る報酬を得ることは可）】

| 在留資格 | 本邦において行うことができる活動        | 該当例  | 在留期間                                      |
|------|-------------------------|--|---|
| 特定活動 | 法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動 | 外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等 | 5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲） |

【居住資格（在留活動の制限なし）】

| 在留資格     | 本邦において有する身分又は地位                            | 該当例                                 | 在留期間               |
|----------|--|-------------------------------------|--------------------|
| 永住者      | 法務大臣が永住を認める者                               | 法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。） | 無期限                |
| 日本人の配偶者等 | 日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者             | 日本人の配偶者・子・特別養子                      | 5年、3年、1年又は6月       |
| 永住者の配偶者等 | 永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者 | 永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子    | 5年、3年、1年又は6月       |
| 定住者      | 法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者          | 第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等                | 5年、3年、1年、6月又は法務大臣が |

|  |  |  |                      |
|--|--|--|----------------------|
|  |  |  | 個々に指定する期間（5年を超えない範囲） |
|--|--|--|----------------------|

**【その他（在留活動の制限なし）】**

| 在留資格  | 本邦において有する身分又は地位                     | 該当例   | 在留期間 |
|-------|-------------------------------------|---|------|
| 特別永住者 | 入管特例法の規定に基づき、特別永住者として、本邦での永住を認められた者 | 日本国との平和条約の発効により日本の国籍を離脱した者であって、昭和20年9月2日以前から引き続き本邦に在留している者及びその子孫であって本邦で出生し、引き続き本邦に在留している者 | 無期限  |

## 第2次安城市多文化共生推進プラン

～だれもが安心して暮らせる「多文化のまち安城」～

2019～2024年度

編集・発行：安城市市民生活部市民協働課地域振興係

〒446-8501 安城市桜町18番23号

電話：0566-76-1111（代表）

F A X：0566-76-1112（代表）

ホームページ：<http://www.city.anjo.aichi.jp/>